

○令和8年2月24日(火)

開議 午前10時00分

散会 午後4時52分

○出席委員(15名)

委員長	高橋紀博	委員	植木だいすけ
副委員長	駒木おさみ	委員	皆川ゆきたけ
委員	横山啓一	委員	石川まさゆき
委員	いしかわまさき	委員	塩尻英明
委員	あべなお	委員	高橋ひでとし
委員	中村みなこ	委員	能登谷繁
委員	江川あや	委員	松田卓也
委員	上野和幸		

○出席議員(2名)

議長	福居秀雄	副議長	品田ときえ
----	------	-----	-------

○説明員

副市長	菅野直行	福祉保険部長	川邊仁
総合政策部長	熊谷好規	福祉保険部保険制度担当部長	高田敏和
総合政策部次長	小澤直樹	福祉保険部長寿社会課長	宮川浩一
総合政策部財政課主幹	今田秀人	福祉保険部生活支援課長	高桑和寿
女性活躍推進部長	片岡晃恵	子育て支援部長	向井泰子
女性活躍推進部次長	松山由夏	子育て支援部こども保育課長	熊谷修
地域振興部長	三宅智彦	教育長	和田英邦
地域振興部交通空港課長	松本学	学校教育部長	坂本考生
地域振興部交通空港課主幹	石川貴康	学校教育部次長	中瀬恭子
防災安全部長	内村充彦	学校教育部教職員課長	山下聡司
防災安全部防災課長	紺田勝哉	学校教育部教育指導課長	工藤秀敏
防災安全部防災課主幹	伊藤敦子	学校教育部教育指導課主幹	中山智博
市民生活部長	樽井里美	社会教育部長	田村司
市民生活部市民課総合窓口担当課長	近藤淳	社会教育部文化振興課長	坂本剛

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田俊幸	議事調査課主査	岡本諭志
議会事務局次長	林上敦裕	議事調査課書記	朝倉あゆみ
議事調査課主査	佐藤友紀	議事調査課書記	桐山未悠

○高橋紀博委員長 ただいまから、補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、特に御発言はございますか。

○高橋ひでとし委員 ちょっと遅れて恐縮ですが、資料要求をお願いさせていただきたいと思えます。

学校教育部に対して、議案第13号に係る裁判所の和解勧告文書をお願いさせていただきたいと思えます。

○高橋紀博委員長 他にございませんか。

○能登谷委員 地域振興部にお願いしたいんですが、デマンド型交通米飯線、豊里線の輸送実績、国、道、市の補助金額の分かるものをお示しいただきたいと思えます。

○高橋紀博委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

ただいま高橋ひでとし委員、能登谷委員から御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について理事者から発言を求めることといたします。

○坂本学校教育部長 高橋ひでとし委員から御要求がありました議案第13号に係る裁判所の和解勧告文書につきましては、直ちに提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

○三宅地域振興部長 能登谷委員から資料要求のございましたデマンド型交通米飯線、豊里線の輸送実績、国、道、市の補助金額の分かるものにつきましては、委員の質疑前までに提出させていただきます。

○高橋紀博委員長 それでは、ただいまの資料につきましては、委員会の資料とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 ここで、資料配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、議案第1号ないし議案第13号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上13件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高橋ひでとし委員 おはようございます。

議案第13号について質疑いたします。

本議案は、いわゆる旭川女子中学生自死事件の最終的解決に向けた和解条項案であるものと認識いたします。

質疑に入る前に、今日配られた資料である旭川地方裁判所民事部が作成した当該文書に対する検証が必要であると考えますので、少しだけ、弁護士の立場、視点から、私なりに分析させていただきたいと思います。

まず、一般的に、損害賠償請求事案の場合、事案ごとに賠償額が異なる事態を防止し、つまり、それぞれ同じような事案が日本中で起こっているにもかかわらず、それぞれで賠償額が全然異なると公平性を害するということになってしまいますので、公平性を確保する見地から、客観的な基準としての交通事故被害算定基準が定められていて、同基準を準用して各損害賠償個別事案の損害賠償額を算定するというのが一般的です。

ちなみに、赤い本と言われる弁護士算定基準の本になります。細かく、項目ごとに、こういう場合は幾ら、こういう場合は幾らという感じで定められております。

そして、裁判所が認定した本件事案における当初損害賠償額は、文書を見ると、8千691万8千631円であります。

これについては、①入院雑費、④引越代、⑤制服代については、事案が分からないのであくまで推測ですけれども、それぞれ恐らく原告側から領収書などが証拠提出されており、客観的数字に基づいてこの算定がなされていると。②の慰謝料についても、死亡慰謝料という項目があって、それを見る限り、あくまで客観的基準に基づいて、それが準用されて、合理的な範囲にとどまっていると。

それから、③の逸失利益についても、これを計算する数式があって、それに基づいてきっちり数字が出されているので、通常で用いられるライプニッツ係数を用いた算出がなされているということから、これら数値についても一般的な妥当性が担保されているものと解されます。

また、この文書を見ると、1ページ目の真ん中辺りに書かれているとおり、和解で終了する場合には判決に付加される弁護士費用相当額10%及び遅延損害金6%についても付加しないとされており、これらが付加されないとの結論も妥当であると評価できます。

そして、当初損害賠償額からの和解の金額というのは7千万円であるということですので、1千691万8千631円もの金額が減額されているという和解案の内容であると。この点については、これも推測ですけど、原告側が当該金額分を譲歩したということを示しているものと解されます。

何より、真ん中から下辺りに書いてある「判決に至る場合は」というところで、判決まで至った場合、総額1億82万5千611円となるものを、和解による終結を選択すれば、7千万円での終了となり、差額分3千82万5千611円もの金額を市民から預かっている税金で払わなくて済むということになりまして、金額的にも被告である本市側にメリットのある内容であります。

そして、和解条項第3項では、これは裏のページの第3項ですけれども、7千万円のうち、学校保険制度の適用によって3千万円が保険から支出される結果、市が実質的に負担するのは4千万円となることも示されています。

同じく和解条項案で、裏のページの第4項、第5項は請求放棄条項と呼ばれるもの、そして、第6項は清算条項と呼ばれるものであり、それぞれ、本件の最終的、終局的解決を明確化するために、通常の和解条項として一般的な書式として挿入されるものであるということから、これら各条項についても法的には全然問題ないということになります。

以上のとおり、法的に見れば、裁判所が提案する本和解案は、本市にとって適切、妥当なメリットある内容だと評価できるというふうに思います。

裁判所による和解案の提示というのは、私の経験上もそうなんですけど、通常、事前の交渉経緯等も踏まえつつ、原告も納得し得る内容であるということを示しているのです、それを考慮すれば、恐らく、本和解案は、裁判所が原告、被告の間の様々な主張や心情を加味しつつ、裁判官が苦心してようやく双方が納得できる内容をつくり出したものというふうに推察します。本件を円満解決したいという裁判所の思いが伝わってくるようなものだなと私自身は感じました。

以上が検証内容です。

以上を踏まえて、本和解案に残る若干の疑問点について幾つか質疑させていただきたいと思います。

まず、本和解案の作成に至った経緯について質疑いたします。

民事訴訟事件においては、通常、訴訟提起後に争点整理の機会としての弁論準備手続が何度か行われて、10分か20分ぐらいですぐ終わるんですけど、そういうものが何度か行われて、ある程度の争点整理とこれに対する双方の主張、反論が相当程度終了して、結果、結論、つまり、判決のおおよその見込みがついた時点で判決内容を見据えた和解案が裁判所から示されます。ちなみに、そんな感じの文章があって、1ページ目の下辺りに仮に判決になった場合にはというふうに書いてあるので、そういう経緯かなと推察できる内容になっています。

そうだとすると、通常、裁判所による和解案提示以前に裁判所を通じて和解に関する交渉がなされるということは、私の経験上、あまりありません。というか、ほとんどありません。そこで、そもそも、本件ではそのような状況はどうだったのか、訴訟提起から本和解案が裁判所から提示されるまでの間に、訴訟手続の経過において和解についての話がなされたのか否かを含めて、その訴訟手続の経過について、可能な範囲で事実をお示してください。

○中瀬学校教育部長 令和7年6月以降の弁論準備手続におきまして、準備書面及び証拠の確認などの争点整理が行われてまいりました。争点整理の間、裁判所から和解案が提示されたことはありません。

その後、令和7年12月の弁論準備手続において、賠償額を7千万円とすることや原告が本市のいじめ防止に向けた取組を評価することなどを内容とする和解の原案が裁判所から口頭で示され、1月26日の第6回弁論準備手続において、裁判所から原告、被告の双方に対して正式に文書で和解勧告がなされたものであります。

○高橋ひでとし委員 私が特にこの和解条項案を見て着目したというか、驚いたのは、和解条項案第2項には、いじめ再発防止策に向けた被告、つまり、本市、旭川市の取組を原告も評価し、合意

するという文言があります。これまで、今津市長をはじめ、職員の方々が尽力されてきた、二度と本市で同じような過ちを繰り返さない、二度といじめで苦しむ子どもを生み出さないという思いに基づく諸施策を本件被害者遺族である原告も評価して譲歩するという趣旨でありまして、私自身も非常に感慨深く感じたところでありました。原告、被告の間の真の和解による事件の終結を示すものでありまして、この一文は本当に大切なものだと認識しています。

そこで、この第2項は、原告、被告または裁判所のいずれの提案により挿入されたものであるのか、可能な範囲でその事情を御説明ください。

○坂本学校教育部長 令和3年3月、当該和解に係るいじめの重大事態が発生したことを受け、調査結果を待つことなく実施できるものから速やかにいじめ防止対策に係る取組を進めてまいりました。

令和4年9月の旭川市いじめ防止等対策委員会の調査報告書では、法に基づくいじめの認知や組織的な対応について指摘があり、それまでの対策を抜本的に改めることとし、令和5年にはいじめ防止対策推進条例を制定しております。

また、令和5年4月には、市長部局にいじめ防止対策推進部が新設され、学校、教育委員会と一体となって、いじめの疑いを含む全件報告による事案の積極的な把握と情報共有、緊急支援チームの学校派遣による迅速な初動対応の徹底、さらには、心理や福祉の専門職による継続的な支援も含め、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図る「旭川モデル」の取組を構築し、着実に実施に移してまいりました。

令和6年9月には、旭川市いじめ問題再調査報告書が出され、その再発防止策の提言を踏まえ、「旭川モデル」の取組を評価、検証し、新たに警察官経験者の専門的知見を活用できる体制整備や情報モラル教育の充実に取り組み、加えて、性的ないじめ事案等への対応マニュアルを作成するなど、取組の強化を重ねてきたところです。

「旭川モデル」の取組により、令和5年度以降、いじめの認知件数と相談件数も大幅に増加しており、学校での意識向上と組織的な初動対応の徹底が図られてきたものと捉えております。

和解条項案第2項については、こうした一連のいじめ再発防止に向けた本市の取組を踏まえて裁判所が提案したものであり、原告も納得した上で本市に示されたものであります。

○高橋ひでとし委員 いろいろ今御説明があったように、旭川市としては、本件を契機として、いろいろな取組をやってきたということで、それを原告も評価した上で裁判所から第2項が提示されたということでした。

正直、私はあまり和解案でこういうものを見たことがないんですよね。だから、ちょっとびっくりしたというか、非常に感慨深く感じていたところでもあります。

次に、和解条項案第6項の清算条項について、本件の範囲が曖昧であると、せっかく和解成立したとしても、本和解成立後に、いや、本件には含まれていないですよ、だから、また何らかの訴訟手続を取りますよみたいな感じで紛争の蒸し返しが発生するおそれがあります。その点はきっちりしなきゃいけないところかなというふうに思います。

そこで、この本件とはいかなる内容の事件であり、その範囲はどの点に及ぶのかにつき、御説明ください。

○坂本学校教育部長 和解条項案第6項で示されている本件については、原告から本市に対し、教

育委員会や学校がいじめに対する措置を講じ、いじめによって心理的負荷等が蓄積して当該生徒の心身の健康を損ない、その生命、身体に重大な被害が生じることがないように注意する義務に違反したことにより当該生徒が自殺で死亡するに至ったとして損害賠償の請求があったものであります。

その範囲については、いじめ事案の発生から当該生徒の自殺までの教育委員会と学校の対応全てを含むものであります。

○高橋ひでとし委員 いじめ事案の発生から当該生徒の自殺までの教育委員会と学校の対応全てを含むものという御回答でありました。それであれば、本件で終局的解決だと評価できると思いますので、問題等はないのかなというふうに思います。

以上のとおり、本和解条項案は、客観的に見れば損害賠償算定基準の適正範囲にある内容であり、本市側に金銭的にはメリットが認められる内容であり、かつ、本件の終局的解決と紛争の蒸し返し防止が担保された内容であると私としては評価いたします。

そこで、次に、仮に本会議で当該和解条項案が可決され、和解に基づく終局的解決がなされた場合における今後の市の教育委員会の対応がやっぱり重要だと思うんですね。今後の市教育委員会の対応について質疑いたします。

和解成立は、当該事件の終結を意味します。当該訴訟が最終的に終結する以上、以後、これに基づく適切な対応が市教委には当然に求められるはずです。

具体的には、まず、令和6年9月の旭川市議会第3回定例会一般質問において私が質問させていただいたとおり、当該事件につき、元調査委員会及び再調査委員会が認定した事実を速やかに北海道教育委員会に報告し、関係者の処分の手続を進めることではないかと考えられます。

また、市が今回負担する予定である賠償金については、仮にこれが国家賠償法に基づく損害賠償請求事件であるということを前提とすると、国家賠償法に基づく適切な割合的負担、つまり、求償を検討すべきことではないかと考えられます。

特に、関係者の処分に対しては、本市における再発防止のための信賞必罰の徹底という見地から、仮に各種団体とか個人などからの政治的圧力があっても、それにより処分がうやむやにされるようなことがあっては絶対にならないと私は考えます。

そこで、この点に対する市教育委員会の見解をお伺いいたします。

○和田教育長 当時の教育委員会事務局職員や学校職員の処分につきましては、法に基づく組織的な対応ができていなかったこと、あるいは、いじめ及び重大事態としての認知をしなかったことなど、学校及び市教委における組織的な対応の不十分さについて、調査委員会及び再調査委員会の報告書で指摘されておりますことから、訴訟の行方も見極めながら、教職員の処分権者は北海道教育委員会でありますことから、道教委と継続的に協議を行い、加えて、求償についても法に照らして必要な検討を重ねているところでございます。

○高橋ひでとし委員 法に基づく組織的な対応ができていなかったことやいじめ及び重大事態としての認知をしていなかったことなど、学校及び市教委における組織的な対応の不十分さを報告書ではしっかり示しているということを改めて確認させていただきました。

最後に、市民が負担せざるを得なくなる4千万円についてですけれども、当該加害者や関係公務員に対する求償、つまり、その責任の寄与度に応じた賠償金の分担を求めることを検討することも必要ではないか、多分、市民はそう考えていると思うんですね。

市が負担すべき本件法的責任が、先ほど私が話したとおり、国家賠償法に基づく損害賠償責任である場合においては、公務員に対して求償請求権が法律上認められているので、その求償について市教育委員会の見解をお伺いいたします。

○和田教育長 法の規定となりますが、国家賠償法第1条第1項では、公務員がその職務を行うについて、故意または過失により違法に他人に損害を与えた場合、国または公共団体に賠償の責任があるとされ、同条第2項では、職員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体は、その職員に対し、求償権を有するとされております。

このため、関係職員への求償につきましては、本議案の審議を経た後、法に従い、粛々と適切かつ厳正に検討してまいります。

○高橋ひでとし委員 法に従い、粛々と適切かつ厳正に検討していただくとのことですので、期待しております。

いじめ問題については、第1の再発防止策というのは関係者に対する信賞必罰を徹底することにあります。

私にはその理由とかが一切分からないですけど、本件以外の過去のいじめ事件などをいろいろ調べていくと、その後の処理がうやむやになってしまっているような印象があります。旭川の、本市の今回の問題も含めたその問題の本質というのは、そして、解決しなければならない根本的な原因というのはその点にあるんじゃないかなというふうに私は推察しています。

今回、そのような事態を許容することなく、本件の調査委員会報告書または再調査委員会報告書で認定された事実に基づく厳正な手続を粛々と実施することこそが本市における真の意味での再発防止策ではないかと考えております。

また、市民の皆様様の税金を預かる身として、重過失ある公務員に対しては、市が負担した賠償金の一部の求償を法律に基づいて粛々と厳正かつ適切に実施すべきであります。このように、市教委が毅然とした姿勢を示すことこそが、このまちの風土に変化を与えて二度と同じ過ちを繰り返さない環境をつくり上げていくことにつながっていくのではないかと思います。そのために、今、必要不可欠な大人たちの責務はそこにあるのではないかと私は考えます。

そのことを強く申し述べ、今後の市教育委員会の対応を期待しまして、私の質疑を終わります。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員 おはようございます。

ざっくりと伺っていきこうかなと思いつつ、まず、私の今回の補正予算に関する疑問の出発点というのは、新しい事業がのっけていて、予算の審議に近いんじゃないのというのがまず1点、総額の印象として思いました。

あらっ、令和7年度の補正予算ですよねというところから、中身のほうをざっくりと出していただいて、かなり大きな事業もあつたり、次年度に繰り越すような事業があつたりというようなこと

ろに気づきました。

ここ数年、物価高騰対策が新年度事業のほうにのるのか、あるいは、補正のほうにのるのかというところで、恐らく、国の動向との兼ね合いで行われていることなのかなと推察をしつつ、そのあたりも踏まえて今回伺ってまいりたいなと思っています。

今回の令和7年度の補正予算ですが、まず、補正予算全体の概要と今回の組み方の考え方についてお伺いいたします。

○小澤総合政策部次長 今回の補正予算は、一般会計、特別会計及び企業会計の全部で10会計でございまして、主に、国の補正予算に伴う事業費やサービスの利用件数の増等に伴う扶助費、各基金への積立金、過年度に交付された国庫支出金等の精算に伴う償還金のほか、物価高騰対策として、介護、障害、子育て等の事業者支援に関わる費用の追加等を行うものでございます。いずれも国費の獲得や予算を執行しなければならない時期などから今年度内の予算計上が必要な事業となっております。

一般会計につきましては、127事業で89億5千361万9千円を歳入歳出予算に追加するほか、繰越明許費や債務負担行為、また、地方債において追加や変更を行うものとなっております。

○江川委員 今の御答弁でポイントとして幾つかあると思うんですけども、毎年行われるのが、扶助費の部分を考えて増減するよというところなんです。それから、もう一つが費用の追加で、令和7年度中にちょっと足りなくなってきたところに追加を行うということです。もう一点が、国の補正予算に関わって、新しく入ってきたら、それを年度内に行うということです。これが物価高騰対策では比較的多いのかなと思いますし、年度内に事業をやらなければならないということで、大体の目安が出てきたので、その補正を行いますよということですね。それから、もう一点、国費の獲得や予算執行の時期等から今年の予算計上が必要な事業、つまり、事業構築に時間が少しかかるというものと、有利な補助金というか、そういったものが国から提示されて、先にお金がのってきたので、その中で次年度に向けてやりたかった事業をできそうであればやるということです。

どちらかという、どういうふうに事業構築をしていくのか、そして、本市にはすごくお金がないというふうに簡単に言ってしまうと言えらる中で、事業構築をする工夫の一つとして、今回、のってきているんだという受け止めをするという感じでしょうか。

そのうち、今回の国の補正予算に伴って、次年度予算に関わる事業と物価高騰対策に関わる事業、その数と事業費、財源について伺いたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 国の補正予算に伴い、今回の補正予算で計上した次年度予算に関わる事業につきましては38事業で計43億5千690万2千円となっており、このうち、学校施設の整備事業では、学校施設環境改善交付金等を財源とし、9事業で21億4千349万6千円、道路整備事業では、道路交通安全施設等整備事業費補助金等を財源とし、2事業で16億8千567万円、地域未来交付金を財源とした事業が25事業で2億5千14万6千円などとなっております。

また、物価高騰対策に関わる事業は8事業で計8千22万5千円を計上しており、重点支援地方交付金やその他の国庫支出金等が財源となっております。

○江川委員 今回、学校施設の整備事業、それから、環境改善交付金ですね。これは、改修というか、直すというものですよね。改めるというよりは、どちらかという、直すという方向性で、少し余裕ができればプラスしたいと。直したいところはいっぱいありますものね。

それから、交通安全施設等整備事業費補助金は道路の整備事業に関して使えますよと。この辺はよく見るなというふうに思っています。あとは公園の遊具ですね。そういうようなものは、毎年、この時期に補正予算がよくのってきているなと思います。

あとは、北海道から下りてくるような公共交通の補助に関するような部分とか、このあたりは毎年補正予算を見て、あっ、今年度はこのくらいの金額なのねと見るわけです。

その中で、私が1点着目したのは地域未来交付金です。あらっ、これは何か久しぶりだなとか、補正では初めて見たなと思ったので、そこがちょっと気になりました。これには後で触れます。

先に物価高騰対策に関して少し確認したいと思います。

現時点で物価高騰対策推奨メニューが国から示されているかと思うんですけども、その国から示されている10項目の推奨メニューのうち、今回入っていないものにはどういうものがあるのかをまず伺いたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 昨年12月に交付限度額の通知がございました重点支援地方交付金の対象事業につきましては、食料品の物価高騰に対する特別加算や物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備、地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援など、10の支援事業メニューが国から示されております。

このうち、農林水産業における物価高騰対策支援のメニューにつきましては、当初予算も含めまして、該当する事業はございませんが、農業者に対しては、当初予算において、地域未来交付金を活用し、生産性の向上につながる省力化技術の導入や農業機械の購入等の支援を行ってまいりたいと考えております。

○江川委員 物価高騰対策推奨メニューには生活者支援で5項目、事業者支援で5項目あります。事業者支援等を含めて見ていくと、生活者支援に関してはおおよそのメニューをこれまでの物価高騰対策も含めて行ったということですね。そして、事業者支援でも、多くは入れたんだけど、農林水産業に関わる物価高騰対策支援は物価高騰対策の重点支援交付金の中では入れられなかった、金額的にちょっと難しく、生活者支援のほうになるべく振り分けたんだというような考え方を今お示しいただいたと受け止めました。

そこで、農業者に対してのことですが、新年度予算で審議してもらいますからという話だったかと思うんです。そこに地域未来交付金という言葉が入ってまして、まず、ここが一つのポイントですね。

それでは、重点支援交付金ですが、今回使った金額と残る金額を示していただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 重点支援地方交付金につきましては、昨年12月に37億8千793万7千円の交付限度額が国から示されまして、これまでの対策に31億9千723万4千円を活用し、今回の補正予算では6千492万5千円を活用しております。

今回の補正後の残額5億2千577万8千円につきましては令和8年度当初予算におきまして全額活用を予定しております。

○江川委員 物価高騰対策に関して言うと、昨年度も新年度予算の中で結構な金額がのっかっていきましたが、今回の補正後の残額が5億2千577万8千円ということで、旭川市にとっては結構大きい金額ですね。でも、これに関しては当初予算で全額を活用していきたいということでした。これは、予算の審議、分科会なんかの審議になっていくのかなんていうふうに思っているところ

です。

では、先ほど言いましたが、地域未来交付金についてです。

地域未来交付金という、何かすてきな名前ですね。それで、わくわくしながら、これは何ですかと聞いたところ、なかなか面白いんだということが分かって、じゃ、今回、これについて聞いてみようと思ったところです。ただ、その前に農林水産業に関して聞きます。

簡単に言うと、農林水産業に関しては地域未来交付金で活用するんだということなんですけど、物価高騰対策に関わっては重点支援地方交付金というのがやっぱりメインになるのが普通なのかなと思っていたのです。そういうふうに考えたとき、今後、何か対策をするときには全体的なバランスを考えると、推奨事業メニューが10個出されているので、満遍なくとは言わないですよ。濃淡をつけながらというのは必要だとは思いますが、ほかの事業も組んでいるので、ゼロというのも難しいかと思えますけれども、そういったことは考えなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。

そして、この補正予算が提示された後の市民からの声です。インターネットやSNS以外に、直接会わないと拾えない声も年代によってはあるので、いろんな年代の人たちとちょっと話をしてみたところ、実感として、何か、自分たちに直接還元される予算がないんじゃないかという声が多かったのです。

例えば、これまでも水道料金の減免が各地域で出され、旭川市議会の中でも議論になっていたかと思うんですが、それに関して話を伺うと、どうしても還元するのに時間がかかるから、そうじゃないメニューを選んだんだということであったかと思えます。でも、物価というのはどんどん上がっていつている状態だと思うんですね。これから賃上げの交渉の時期に、春闘の時期に入っていくとはいえ、いきなり改善していくことはなかなか難しいような現状もあつたりするんじゃないかなと思いますし、その上で市民の生活を捉えたとき、今後の補正を含めて、市民生活をどのように捉えていくのか、今の段階での見解を伺いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 市民生活への対策でございますが、食料品価格等の高騰が続く中、低所得世帯や子育て世帯に加え、全市民への支援が必要であると判断し、第4回定例会以降、旭川あつたかサポート給付金として、対象世帯への1万円の給付をはじめ、18歳以下の児童1人当たり1万円を給付する子育て世帯への支援のほか、市民1人当たり7千円を給付する物価高騰対応の支援を行っております。

今後のお話でしたが、令和8年度の当初予算においても、生活者支援として、小中学校給食費の負担軽減に係る予算等を提案したいと考えており、このことより、こうした生活者支援につながる対策に、第4回定例会以降、令和8年度の当初予算までの合計で、現在の予定ではございますが、約36億円の交付金を配分する予定でございます。

今後、引き続き、物価高騰による市民生活への影響や国の対策、そして、北海道の実施する生活者支援の内容などを注視しながら必要な対策を検討してまいります。

○江川委員 物価高騰対策というのはここで終わりですよという話のものではないと思うので、物価高騰対策に関してはこれで納得をある程度はしようかなと思います。

でも、冒頭に申し上げましたように、補正予算に珍しい補助金がついて、新しい事業が計上されていて、これは何かかなと思ったので、それについて移っていきます。

今まで見たことがなかった地域未来交付金というものが補正予算として計上されているのですが、
どういう例があったんでしょうか。

○**今田総合政策部財政課主幹** 平成27年第1回定例会におきまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る国の交付金を活用するため、次年度予算の前倒しや新規事業など、29事業で計10億7千233万7千円の補正予算を提案した例がございます。

○**江川委員** 冒頭に確認しましたように、次年度に事業をするに当たって考えるのに時間が少しかかるよねという場合には補正で上がってくることが多いという捉え方ができるわけですね。また、今の御答弁では、平成27年に、地域未来交付金の前身ですか、そのままですか、新しい予算が創設された。ただ、いきなりぼんと下ろされ、はい、じゃ、次年度に使ってくださいと言われても困るから補正予算で上げたよっていう例だと思うんです。

平成27年第1回定例会で同じような例があったということなんですけど、その背景を伺いたいと思います。

○**今田総合政策部財政課主幹** 平成26年11月21日に、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるなど、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的としたまち・ひと・しごと創生法が成立いたしました。12月27日には、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほか、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が閣議決定されました。

これらを受けまして、国の補正予算におきまして、地域における消費喚起のほか、地方版総合戦略の推進を目的とした地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されたものでございます。

○**江川委員** 地域における消費喚起のほか、地方版総合戦略の推進を目的とした地域住民生活等緊急支援のための交付金がここで創設されたということですね。

平成26年度に地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設され、名称の変更があった地域未来交付金につながっているのかなというふうに思うんですけど、今回、地域未来交付金を活用した旭川市におけるその事業とその考え方について伺います。

○**小澤総合政策部次長** 地域未来交付金につきましては、真に地方の活力を最大化することにつながるような地方公共団体の地域独自の取組を推進することを目的としており、自治体において作成した3か年の計画に基づき、事業を実施することとなります。

今回は、補正予算と当初予算において当該交付金を活用する予定でございますが、国の説明等を踏まえ、補正予算では、継続中の計画に基づく事業として、新規事業を含めて、デザイン等による産業振興や文化芸術の振興に関わる事業費などを計上し、当初予算では、令和8年度を始期とする新たな計画に基づく事業として、農業や観光の振興に関わる事業費などの計上を予定しております。

○**江川委員** 総合政策部への質問は今のもので最後なんですけど、今回、私が最初に言いましたように、新しい事業がのっているな、あらっ、予算の審議できちゃうのと思ってどきどきしたわけです。でも、よくよく話を聞いていくと、地域未来交付金は2つに分かれていて、新しい事業が新年度分としてのっているものと、今回、補正予算にのっているものがあるとあって、えっ、新しいのに古いつてどういうことなのっていうふうに思ったわけです。

そのお答えを今いただいたんですけれども、当該交付金を活用している、そして、自治体において3か年の計画に基づいて事業を実施するということでした。さらに言うと、今回は、3か年の計

画で継続しているもので、1年目や2年目のものというか、もう先に事業を始めているものをのせたんだよということですね。ただし、その中には新しい事業になっているものもありますというふうなお答えをいただいたわけですね。また、計画が令和8年度から始まるものに関しては新年度予算にのせていますというお答えでもありました。それで、新しいのに補正というのはどういうことという疑問がようやく解けたんです。

いや、新しい事業をのせていますよねという疑問があったのですが、いえ、これは古いものです、いやいや、古くはないですよというやり取りをした後に先ほどの答えをいただいて、ようやく、あつ、なるほどと思いました。

というところで、総合政策部に対する質問はここで終わりです。

それでは、地域未来交付金について続けて質問をしていきます。

地域未来交付金を使った事業が何で新しいんじゃないかと思った私のきっかけというのがこの市民芸術マルシェ（仮称）運営費の事業だったんです。

新規事業ですよねと言ったら、はいと言う担当課があった一方、財源としては古いというか、継続なんですと言う課もありました。そこで、えっ、じゃ、これは何年前からやることになっていたんですかみたいな話になりましたので、10款5項1目の市民芸術マルシェ（仮称）運営費の内容を具体的に伺っていきたくと思います。

3か年の計画に基づいて継続している事業の令和8年度における新規事業ということで、そのまま言うとややこしいんですけども、この補正予算の概要と内訳をお示ししたいと思っています。

○坂本社会教育部文化振興課長 市民芸術マルシェ（仮称）運営費につきましては、令和9年度に開催を計画している市民芸術マルシェに向けた準備段階として、令和8年度に文化芸術団体に対する現状、ニーズ等のアンケート及びヒアリング調査を行うものでございます。

総事業費は120万円で、内訳は、アンケートの発送、分析等が47万4千円、50団体へのヒアリング調査の実施が72万6千円となっております。

財源といたしましては、国の地域未来交付金を活用し、総事業費の2分の1となる60万円を充当することといたしております。

○江川委員 地域未来交付金を活用した新しい事業ということですね。

今回は、ニーズ調査をまずして、3か年のうちの2年目になることになると思うんですが、市民芸術マルシェは、仮称といえ、何か、すごいふんわりしていて、すてきそうだなというふうに思っていました。

令和8年度の新規事業ということですけど、事業構築に至る経緯と考え方、そして、重視するポイントについてお聞かせをいただきたいと思っています。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和5年度の旭川未来会議2030において、市民の文化芸術活動の促進をテーマに、10名の参加者に課題と対策を議論いただきました。その会議の中で、市民の文化芸術団体の高齢化と会員減少という共通課題の確認と市民芸術マルシェという新たなイベントの開催による文化芸術活動の交流促進と参加の裾野拡大を目指す構想を提案いただいたところでございます。

提案いただいた事業構想のポイントは3点ございまして、1つ目は、買物公園等の屋外で実施し、多くの方の目に触れるようにすること、2つ目は、音楽、美術、伝統文化など、複数ジャンルの文

化芸術団体が垣根を越えてコラボレーションによる作品発表を行う場とすること、3つ目は、通行人に気軽に文化芸術活動の一端を体験いただけるものとするのでございます。

この提案を受け、国の交付金を活用し、令和9年度にイベントを本格開催する計画としていますが、このイベントが文化芸術団体の活動促進に向けて効率的なものとなるよう、まずは、令和8年度に様々なジャンルにわたる文化芸術団体の皆様の現状やニーズを広範かつ詳細に把握するための調査を実施し、具体的な企画の作成につなげていきたいというふうに考えてございます。

○江川委員 旭川未来会議2030において当事者の方たちから出していただいた企画だということですね。ぜひ一緒に今後もつくっていただきたいなあとという点を申し上げたいと思います。旭川市は、提案を受けて自己流にアレンジしてしまうことが意外とあったりするので、自己流にアレンジすることなく、一緒にアレンジしていただけたらいいのかなと思うところです。

相手の方たちからはしごを外されないよう頑張ってもらいたいと思いますが、文化団体の想定と展開の見通しについて伺います。

○坂本社会教育部文化振興課長 市民芸術マルシェは、令和9年度に買物公園エリアを大きく使用し、様々なジャンルの文化芸術団体によるコラボレーション企画や体験ブースの設置を想定しておりますが、出展者、実施内容の詳細は令和8年度の調査を踏まえて検討する予定であり、現時点では未定となっております。

一方、大規模開催に当たり、地域の御理解、御協力と出展内容や通行人の動線等の実地検証が必要となるため、予算は計上しておりませんが、調査と並行して、令和8年度に、買物公園の一部エリアを使用し、例えば、彫刻の制作体験や音楽と美術とのコラボレーションを行うなど、プレイベントを開催することを想定しております。

○江川委員 買物公園はいろいろなイベントで使われていたりしますよね。大道芸フェスティバルなんかも行われていたりして、私も結構好きなイベントが多いなあと、思っているいろいろと参加させていただいています。

去年、例えば、旭川市文化賞の受賞者の方が外で丸太を切ってくださいたり、制作の一端というか、作品が出来上がる前の段階ではこういうふうになっているんですよというようなことを教えてくれたりしています。子どもたちが体験できなかったとしても、あれを目の前で見るだけですが創作意欲が湧くというか、わくわくするだろうなというふうに思ったので、その点からもこのイベントにとっても期待をするところです。

ただ、さきの答弁でもありましたけど、高齢化と会員減少、担い手不足ということがありますが、これは時代の必然性かなとも思っていますし、文化が多様化しているということでもあると思うんですよ。

いろいろな文化活動が多様化しているから、同じものではなくて、いろんなバージョンになってきている、一つのものの到達点が一緒だったとしても、その過程が異なっていたり、作品を作ることに関して、現実上で作るのか、データ上で作るのか、そのアプローチの仕方が変わってきているところも文化のよさであり、そこが難しいというところでもあると思っています。

ですから、逆に言うと、この企画はすごくすてきなものだと思う一方、どこをターゲットにして、どこに担ってもらえるのかのくくりです。グラデーションをつくり、全部をというか、包括的に思っているらっしゃると思うのですが、それはかなり難しいんじゃないだろうかと感じるところな

わけですね。

この間の2月ですが、旭川生涯学習フェアまなびピアあさひかわに行ってきたんですね。私も大好きで、市役所のほかの課の皆さんもパネル展示をなさるんですね。ここで出したものをそのまま展示していて、何か、大人の文化祭みたいな感じで大好きなんですけど、そのまなびピアは、少人数ではなかなか舞台を借りられない、自分たちで借りるにはお金がもたなくてできないけれども、大きな舞台で踊りたいとなったとき、1年に1回、社会教育部が所管している市民文化会館のあの大きな舞台で生き生きと踊っていらっしゃる、そして、それは、上手とか下手とか、お金が取れるとか取れないとか、そういったことに関係なく、入り乱れて踊っておられるのです。あと、幕あいのところで、あっ、こういう文化もあるんですねというような、何か、笑ってみたり、いろいろと工夫を凝らしながら市民の文化活動を展示しているものがあるわけです。

そういったところに関してであるとか、先ほど申し上げたように、文化賞の受賞者で、本当に国内でも素晴らしい芸術家の方のものなど、そういったいろいろなものがある中で関係性、関連性をどういうふうに構築していくおつもりなのか、その点を伺いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 例年、文化会館等の屋内施設を使用して実施しているまなびピアあさひかわは、企画、運営から出展、発表まで、生涯学習団体の皆様に主体的に参加していただいている事業であり、生涯学習のPRのみならず、団体の活動継続の糧となっております。

市民芸術マルシェでは、買物公園で通行人をターゲットとして実施するものであり、文化芸術に関心の薄い層や若年層へのアプローチとともに、コラボレーション企画の実施による新たな文化芸術の創出を目指していきたいと考えており、また、文化賞受賞者に関わっていただくことによる高い専門性や豊富な経験を生かした次世代育成の取組実施などについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○江川委員 買物公園で通行人をターゲットとするということで、これは、ある意味、物すごく新しい試み、取組なんだというふうに思っています。今までは、どこかの箱の中に来ていただき、展示をしてというようなものでしたけれども、表に出てやってみよう。しかも、一つの分野に限らず、文化とつくものでコラボレーションできるところとは全部としてみようという思い切ったチャレンジで、これには本当に期待をしているところです。

このように活動継続の糧になっているというのがまなびピアあさひかわです。今年度も2月15日に行われたのですが、皆さんはこれを目標にして、1年間、公民館などで体を動かしています。実は、私もあまり運動が得意じゃないので、スポーツはなかなか難しいんですけど、健康のためには体を動かさなきゃいけないよねと思っているので、ラジオ体操をしたり、そういったことがあるんですけど、そういうのもまなびピアで発表しようと思えば発表ができるのはすごいなと思いましたし、あっ、これも文化というくくりになるんだという感じで、毎年、新たな発見をさせていただいているところなので、ぜひ、まなびピアはそのまま継続し、市民芸術マルシェに行っていたきたいなと思います。

文化とか芸術とかというのは生きていく営みそのものなんじゃないかなというふうに私自身は捉えています。今、とても高価ですって言われているような茶道具の一つに井筒茶わんというものがあります。このお茶わんは、本来、一番最初はその辺りの市井の方が自分でこねて作って、それで御飯を食べていたって話もあります。でも、そうした使い方がされてきて、今、拝むようなも

のというか、高い価値のあるものとして展示をされているものもあるわけです。

かつて、私が大徳寺の聚光院というお寺でガイドをしていたとき、閑隠席という重要文化財のお席で和尚さんたちがお茶をたてておられました。そのとき、お茶というのはただ座って飲めばいいというふうに言われたんです。それで、そのときに出されていたお茶を普通に飲んでいただけですけど、実はとても大変な高価なものだったと後に気づいたのですね。ああ、そのとき知らなくてよかったなというふうに思ったのですけれども、文化っていうのはそのぐらい生活の中に根づいているものであってほしいなというふうに思っています。

このように生活の中で育てていくものだというふうに考えたとき、市民芸術マルシェというのはすごく期待感の持てるものではないかなあというふうに思っているんですけども、最後に、社会教育部長に伺いたいなと思います。

旭川市というのは北の文化都市旭川という名前を出されています。その北の文化都市旭川として、この事業にける意気込みについて伺っておきたいと思います。

○田村社会教育部長 私どもとしては新規事業と認識しております（仮称）市民芸術マルシェにつきましては、例えば、これまで、文化会館の大小ホールですとか展示室、公会堂、大雪クリスタルホール等の屋内空間で行われております様々な文化芸術活動を人々が行き来するオープンスペースで行うことで、鑑賞するというスタイルから参加して体験する、交流するという新たなスタイルにし、文化芸術活動と市民との接点をつくり、これまであまり関心のなかった層や若者にも興味を持ってもらうといったことを目的としております。

先ほど来、委員から何度かお話がありましたとおり、高齢化が進んでおまして、コロナ禍を経て会員の減少が各団体の喫緊の課題となっております中、こうした活動が団体相互の交流ですとか、文化芸術活動に参加する人の裾野を広げていく取組として認知されていくことも期待しておりますし、私どもといたしましては、将来的には、こうした活動が、特別なイベントとしてではなく、買物公園等で行われている様々な取組等と連携することも検討し、それが日常の風景として定着していくといったことを目指しております。

様々な課題はございますけれども、まずは、来年度、現状の調査や企画の検討に取り組んでまいります。

○江川委員 日常の風景になるように、買物公園の中を人が行き来しながらいろんな交流が生まれていくようにという願いが込められているということで、それがマルシェという言葉に表されるのかなあというふうに思っています。

市内の小中学校では、最近、美術部がなくなったりということで、人が少なくなっていくに従って、今後、文化に触れる機会も少なくなっていくのかなと思います。また、先ほど言いましたように、文化が多様化しているという中、評価を受けるような機会もなかなかなかったりと思うので、日常に溶け込むというのも重要だし、そこからさらにもう一歩進んで評価を受けられるようにすることもぜひ考えていただきたいなと思います。

旭川の文化の登竜門というか、ここから始まったんだとなる事業となることを願って、私の質疑を終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○皆川委員 公明党、皆川です。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、子育て支援部と防災安全部のほうに聞いていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

先に、子育て支援部に3款2項1目の児童送迎用幼稚園バス等支援費についてお聞きをしていきたいと思っております。

燃料費や整備費、人件費、こういったものの上昇が続く中で、最近、園の先生方から、子どもたちの安全は守りたいけれども、バスの維持が本当に大変になってきたというふうな声を伺っております。

特に、旭川では、冬の間の運行であったり、また、車両管理の負担も非常に大きくて、通園バスは、単なる移動手段ではなくて、保護者にとっても日々の生活を支える大切なインフラだというふうに感じているところであります。また、保護者の方からは、利用料が上がるんじゃないか、また、バスがなくなったら通えないんだといった不安の声も伺っているところであります。そういう中で、今回の支援は、現場にとっても、保護者にとっても、安心につながる大変意義のある取組だというふうに受け止めているところであります。

その上で、制度の内容について何点かお聞きしていきたいと思っておりますけれども、まず、事業の目的、また、内容や補正額、そして、その財源の内訳について教えていただきたいと思っております。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 児童送迎用幼稚園バス等支援費につきましては、昨今の物価高騰の影響により、児童送迎用車両の安全運行を確保するために行われる法定点検に係る費用のほか、自動車用品の価格や人件費等が上昇しておりますことから、維持管理に要する費用等の一部を助成することで施設の経済的負担を軽減するとともに、児童の安全で安心な通園環境の確保を図るため、児童送迎用車両を保有する幼稚園等に対しまして、当該車両1台当たり10万円を支給するものであります。

事業費は600万円であり、財源は、全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

○皆川委員 今、御説明をいただきました。物価高騰の中でも通園環境を維持していこうという考え方について理解をいたしました。その上で、制度の中身についてももう少し具体的に確認させていただきたいと思っております。

今回の補正予算は600万円ですが、対象となる施設数、想定車両台数、そして、支給額の考え方も含めて、全体の仕組みを教えていただきたいと思っております。

○熊谷子育て支援部こども保育課長 本事業の積算に当たっては、幼稚園や認定こども園等のうち、令和7年4月1日現在で児童送迎用車両を保有またはリースをしており、児童の送迎用に使用している施設の車両を対象としておりまして、市内の33施設、60台を見込んでおります。

支援金の額につきましては、本市が保有するマイクロバス等の令和5年度から7年度までの整備点検に要した費用を参考とし、同じく、令和5年度から7年度までの増加率を考慮して算出してお

ります。

なお、本事業につきましては、補正予算議決後、速やかに事業を開始しまして、申請受理後、随時支給してまいりたいと考えております。

○皆川委員 今、33施設、60台というお話がございました。

バスは、車両の大きさや走る距離によって違いがありますが、特に、旭川の場合は、冬の稼働状況で整備や点検に係る費用というのは変わってくるのかなというふうにも思います。

そうした差がある中で一律の金額とした理由について教えていただきたいと思います。

○熊谷子育て支援部 子育て課長 児童送迎用車両につきましては、委員の御指摘のとおり、車両の大きさ、形状、年式等や使用状況にばらつきがあることは認識しているところであります。

一方で、本事業は物価高騰対策であり、できるだけ速やかに支援金を給付する必要がありますことから、本市が保有する複数の車両に係る費用実績を基に一律の支援金額を設定することで事務手続等の簡略化を図ったところでございます。

○皆川委員 できるだけ速やかな支給を優先したという考え方ということで、分かりました。

その上で、対象となる範囲について確認したいと思いますが、今回の児童送迎用幼稚園バス等は、幼稚園や認定こども園、保育所など、どこまでの施設が今回対象となるのか、伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部 子育て課長 本事業の対象施設としましては、私立の幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育事業としておりますが、事前に実施した調査では、このうち、車両を保有しているのは、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業の一部となっております。

○皆川委員 次に、支援がどのような考え方で配分されるのか、現場の受け止めにも関わる部分かと思っておりますので、改めて確認させていただきたいと思います。

支援金はバスの保有台数ごとに支給されるのか、それとも、園単位になるのか、また、実際の運行の状況等の関係をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部 子育て課長 本事業では、車両形状、車種や年式を問わず、児童送迎用車両を保有し、実際に児童送迎用として使用している施設を対象として、当該車両1台ごとに10万円を支給することを考えております。

また、対象とする車両には、児童置き去り防止用安全装置の設置、法定点検や日常点検が確実に行われていることなど、適切な維持管理と安全運行が行われていることを要件とする予定でございます。

○皆川委員 では、使い方についても確認をさせていただきたいと思います。

先ほど、維持管理、また、安全運行を要件とするというお話がございました。

この支援金は車両の維持管理に限られるものなのか、それとも、安全対策や人件費などにも活用できるのか、伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部 子育て課長 本事業では、労務単価の引上げによる自動車整備に係る技術料や作業工賃のほか、原材料費の高騰による自動車関連用品の価格上昇等に伴う施設の負担を軽減することを主な目的としておりますが、各施設の実情や車両の状況に応じて、車両の直接的な維持管理のほか、安全運行に係る取組や運転手への手当支給などに使用することを妨げるものではない

と考えております。

○皆川委員 ただいま説明をいただきましたけども、車両の維持管理だけじゃなくて、安全運行に係る取組だったり、運転手への手当にも広く使えるというふうにお答えをいただきました。

先ほど、児童置き去り防止装置、また、法定点検の話もありましたけども、今回の支援は、やはり、安全な通園環境を守るという意味も大きいのかなと思っております。

その上で確認ですけども、2023年12月から白ナンバー車を一定台数以上所有する事業者に対しては運転前後のアルコールチェックが義務化されているんですね。市役所でも同じようにやっているというふうにも聞いております。こうした基準を踏まえて、市として各施設の安全管理の状況をどのように確認しているのか、伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部 子育て課長 送迎用バスの運行に当たっては、全国的に飲酒運転や児童の置き去りによる死亡事故等の重大事故が相次いで発生したことを受けて、運行前後のアルコールチェックの実施や置き去り防止安全装置の設置が義務化されるなど、安全管理の徹底が求められております。

本市では、毎年、幼稚園や認定子ども園等を対象とした立入調査や実地調査等を実施しておりますが、当該調査において、置き去り防止安全装置の設置状況やアルコールチェックの実施状況、また、児童の乗降確認等の運行状況を確認しており、不適切と認められる事案が確認された場合には内容に応じて口頭や文書による改善指導を行っております。

○皆川委員 毎年、幼稚園や認定子ども園を対象とした立入調査、また、実地調査を実施しているということでありました。

通園バスというのは単なる送迎だけではなくて、教育、また、保育の一部なのかなというふうに関心は感じているところであり、その前提でお聞きしたいなと思います。

安全運行を確保していくための支援の必要性について、市としてどう認識されているのか、伺いたいと思います。

○熊谷子育て支援部 子育て課長 車両による送迎は、家庭と利用施設をつなぎ、保護者の施設利用に係る負担を軽減する重要なサービスであると同時に、交通事故などの様々なリスクがあることから、車両の運行に当たっては、適切な維持管理といったハード面のほか、運転手の交通安全意識、また、運転技術といったソフト面の向上など、両面から安全管理の徹底に取り組む必要があるものと考えております。

今後につきましても、立入調査等の機会を通じて運行状況の確認や指導を行うほか、必要に応じて運転手や保育士を対象とした研修の実施を検討してまいりたいと考えております。

○皆川委員 この事業の質疑の最後に1点だけお聞きしたいと思います。

先ほどもお話ししましたが、事業者の皆さんと話す機会が多すぎて、安全のために削れない費用ばかりが上がっている、また、値上げはしたくないけど、このまま続けられるのかが不安だという声もいただいております。

今回の支援は大変ありがたいとの声がある一方、これで終わってしまうんじゃないかという不安もあるのかなというのが正直なところかなと思います。こうした現場の思いばかりではなく、物価高騰は、一時的というより、これからもきっと続いていくものなのかなというふうに関心は感じています。

国の制度の有無にかかわらず、市として、来年度以降も継続的に事業者や施設に対する支援を検討していく考えがあるのか、改めて伺いたいと思います。

○向井子育て支援部長 事業者や施設に対する支援についての考え方でございます。

教育・保育施設等における物価高騰対策につきましては、北海道が実施する国の財源を活用した支援事業の内容等を踏まえながら、国の交付金を活用し、本事業のほか、本定例会における補正予算として、保育所等における給食原材料費の一部や地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者に対して支援していくことを予定し、提案しているところでございます。

しかしながら、委員の御指摘のとおり、様々な商品やサービス価格の上昇が続いており、そうした中でも子どもが安全で快適に過ごすことができる教育・保育環境の維持、確保に向けては、引き続き、社会的な状況や国の動き等にも注視しながら必要に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

○皆川委員 子どもたちの当たり前の毎日というのは本当に現場の皆さんの努力で成り立っているのかなというふうに感じておりますので、その当たり前がしっかりと続くように、引き続き現場に寄り添った取組をお願いしたいなと思っております。

子育て支援部には以上です。

引き続き、今度は防災安全部にお聞きしていきます。

令和6年1月の能登半島地震では、建物の被害だけじゃなくて、避難所の寒さであったり、床での生活とか環境の厳しさが原因で体調悪化であったり、災害関連死につながった事例が数多く報告をされております。本来なら助かった命が避難生活の中で失われていくという現実には私たちが決して人ごとではないと感じております。

災害は、発生直後だけではなくて、その後の避難生活をどう支えるか、ここが命を守り切れるかどうかの分かれ目になるというふうにも思っております。特に、寒冷地であるこの旭川では避難所の環境そのものが命に直結すると思っております。

そこで、9款1項4目の2つの事業について聞いていきますけれども、まず、防災施設等整備費について伺います。

まず、今回の事業の概要と補正予算の内訳についてお示しをいただきたいと思います。あわせて、この時期に補正として計上した理由に加え、今回、相当数の資機材を整備するようでありまして、その数量設定と優先した考え方についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 防災施設等整備費は、防災体制の充実強化を図るため、災害時における備蓄物資の整備等を行うもので、令和7年12月に決定した国の補正予算を活用し、9千18万7千円を追加補正するものであります。

内訳につきましては、活用する国の補正予算が避難所環境の改善に必要な資機材の整備を対象としたものであるため、段ボールベッド1千100個、避難所用テント1千100張り、ポータブルストーブ15台、ポータブル電源15式及び組立て式トイレ1式を整備する予定でございます。

数量設定につきましては、段ボールベッド及び避難所用テントは物資支給対象者に対する要配慮者の人数、ポータブルストーブ及びポータブル電源は市有施設の指定福祉避難所数をそれぞれ備蓄目標数として設定し、今後5か年で整備する計画でございます。

また、今回、令和7年度の補正予算として計上し、翌年度に全額を繰り越して購入することを予

定しております。

○皆川委員 それぞれ備蓄目標数として設定して、今後5か年で整備をする計画ということでありました。

次に、段ボールベッドについてお聞きしたいと思います。

避難所生活で大きく体調を左右するのは横になれるかどうかかなと思っていて、特に、高齢者にとっては床での生活ってというのは本当に想像以上に大きな負担になります。

この間の議会防災研修の際にも実際に組立てを議員みんなでやりました。そして、前回の決算でも段ボールベッドについて確認させていただいたところです。その際、これまで整備しているものは使用には問題はないよということだったんですけども、国の推奨規格には合致していないんだという答弁をいただきました。

今回新たに整備する1千100個は国の推奨規格に準拠しているのか、また、既存のものと混在した際の管理についてどのように考えているのか、見解を伺いたと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 今回購入予定の段ボールベッドは、国の推奨規格に準拠したものを選定し、外箱に推奨規格である旨を表示いたします。

なお、既存の段ボールベッドにつきましても推奨規格に劣らない性質を有しておりますことから、今後も今までと同様の管理をまいります。

○皆川委員 今回、推奨規格に準拠したものを整備すると。表示も行うということで、分かるようにするんだなと思いますけども、既存のものも性能には問題はないということで引き続き使うとのことでしたが、一定の整理が進むものというふうに受け止めております。

ただ、資機材はそろっているだけでは十分ではなくて、現場で迷わずに使いこなせてこそ、初めて意味があるのかなあというふうにも思います。今後の運用の中で混乱が生じないように、しっかり管理をしていただければと思います。

その上で、次に、寒さ対策についてお聞かせください。

寒冷地である旭川においては、停電時の寒さ対策は避難所運営の根幹に関わる非常に問題なことかなと思っております。暖房が確保できるかどうかというのは安心して避難できるかの判断にも影響しますし、命に直結する課題なのかなと思っております。

今回整備するポータブルストーブ、また、ポータブル電源もそうですが、それはどの避難所に配置するのか、また、停電時や冬季災害時など、どのようなことを想定して活用するのか、その役割も含めてお聞かせください。

○伊藤防災安全部防災課主幹 ポータブルストーブ及びポータブル電源につきましては、指定福祉避難所である小中学校保健室への配置を計画しております。

停電発生時や冬季における寒さ対策を想定し、使用する予定でございます。

○皆川委員 小中学校の保健室への配置ということで、まずは要配慮者を守るということでの整理だというふうに思います。

寒い旭川なので、こういう対策を一つずつ積み上げていくことは非常に大事だと思ってます。その上で、さらに、避難所で常に課題になるのがトイレのことなんですね。トイレ環境はすごく課題になるんです。

これまでも何度か申し上げてきましたけども、避難所は、トイレに始まり、トイレに終わると言

われるほど重要だというふうにも聞いています。食事は、何とか、ある程度我慢できるんですけども、トイレというのはどうしても我慢できなくて、トイレ環境が整っていないと体調悪化にもつながりますし、避難をためらう原因にもなるのかなと思っています。

最近、ラップ式トイレみたいなものがあるんですね。そういった選択肢もあって、衛生面や臭い対策の面からも有効だというふうにも言われています。

本市として、今後、その導入をどのように考えているのか、また、簡易トイレ、携帯トイレの備蓄をどの程度拡充していく考えなのかもお聞かせください。

○伊藤防災安全部防災課主幹 今回の補正予算では、要配慮者や介助者が使いやすいバリアフリートイレの購入を予定しており、ラップ式トイレの選定も併せて検討しているところです。

また、簡易トイレのほか、既設のトイレにかぶせて使用できる携帯トイレの備蓄数も今後拡充を進める予定でございます。

○皆川委員 バリアフリートイレの購入を予定しているということで、ラップ式トイレも今後検討を進めていただけるということであります。

備えの話をする上で、まず、今どういう状況なのかを確認したいと思いますけども、現在の備蓄は目標人数に対してどのくらいの達成率なのか、また、これまでの災害を踏まえて何が不足していると認識しているのか、お聞きしたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 過去の大規模災害を踏まえまして、備蓄品の最大支給対象者数4万5千人に対する必要な備蓄物資の整備を進めております。

一部の品目は対象年齢などに応じて目標値を設定しておりますが、アルファ化米等の主食や災害用毛布については達成率が5割から6割程度となっております。また、これまでの災害の教訓を踏まえますと、高齢者や乳幼児などの要配慮者に対応した品や良好な避難所環境整備のための資機材が不足しているものと認識しております。

○皆川委員 資機材は、やっぱり整備するだけでは意味がなくて、実際に使えることが大事かなあというふうに思います。特に、夜間や冬季の災害では初動の遅れがそのまま被害の拡大につながります。

そこで、今回整備する資機材は、どこに保管して、また、どのように管理するのか、そして、実際の設営は誰が担う設定なのか、特に、夜間や冬季災害時に使用可能な状態になるまでの体制や想定時間についてお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、住民の皆さんや自主防災組織への訓練や周知についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 今後整備する物資につきましても、これまでと同様に、市内小中学校や廃校となった校舎などに保管いたしまして、職員による定期的な維持管理や点検を行ってまいります。

また、災害時における避難所の開設、運営につきましては、地域防災計画に基づき、担当部署の職員が行うこととなっております。

夜間・冬季災害時の開設までの所要時間の想定は被災状況によって異なりますが、被災者の安全、安心を確保するため、定期的に職員訓練を実施しております。

なお、避難所の開設には町内会や自主防災組織の協力が不可欠であることから、開設時の留意事

項や資機材の取扱い方法について、引き続き防災講習や訓練等を通じて普及啓発していきます。

○皆川委員 今回の整備で目標に対してどの程度くらいまで達成できるのか、そして、今後の整備スケジュールについて改めて確認をさせていただきたいと思います。

また、前回の決算審査でも触れましたけども、避難者のニーズというのは、年々、多様化してきて、高齢者でありましたり、乳幼児、障害のある方など、様々な立場の方への配慮を踏まえた備蓄の見直しを今後どのように進めていくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

さらに、これからの防災対策は、単に収容する避難所ではなくて、生活できる避難所へと質を高めていくことが重要だというふうに考えております。本市として、その方向性をどのように捉えているのか、併せて伺いたいと思います。

○内村防災安全部長 今後、補正予算で整備予定の資機材のうち、目標値を定めているものは、令和8年度中にそれぞれ20%達成を目指す計画としておりまして、次回、備蓄計画の見直し時期であります令和12年度に100%達成できることを目標としているところでございます。

今回改定した備蓄計画では、要配慮者に対応しました備蓄品目の拡充を進める計画としておりまして、今後においても、本市備蓄計画について検討や改定を行うとともに、防災協定の充実を推進していく予定でございます。

避難所につきましては、国内で発生している災害等の検証結果等を確認してみますと、命を守るための避難所から、多様化するニーズや時代の移り変わりによって、命を守るための避難所に加えまして、避難された方がより快適な生活ができる避難所へと少しずつ変化しているものと感じておりまして、本市が指定する避難所につきましてもより良好な避難所環境の確保が必要であると認識しております。

今後も、地域防災計画や避難所開設・運営マニュアルなどを適宜見直します。防災訓練、さらに、防災研修等を通じまして、防災知識の普及啓発、防災対応力の強化による自助、共助の推進に加えまして、開設した避難所において、避難者の方が少しでも快適に避難生活を送れるよう、避難所対策を検討してまいります。

○皆川委員 令和12年度に100%とするという目標ということでお聞きをいたしました。

引き続き、浸水ハザードマップ整備費についても何問かお聞きしたいと思います。

河川の氾濫時の浸水というか、いわゆる水害は事前の避難行動によって被害を大きく減らすことができる災害だというふうに思っておりますけども、まずは、今回の事業の概要についてお示しをいただきたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 浸水ハザードマップ整備事業は、河川の氾濫時に浸水が想定される区域、予想される水深や避難所などの情報を市民に提供し、災害時に迅速な避難を促すことを目的として行っているもので、防災施設等整備費と同様に、国の補正予算を活用して979万円を追加補正し、翌年度に全額を繰り越して整備するものであります。

予定している事業内容は、河川の氾濫などの疑似体験ができるVR動画を作成して、学校や地域における防災講習などで活用することで市民の防災意識の向上を図るものでございます。

○皆川委員 今回、河川の氾濫を疑似体験できるVR動画を作成するというものであります。

まず、この取組に至った経緯をお聞きしたいと思います。

また、これまでのハザードマップと講習と比べて市民の避難行動がどのように変わると考えてい

るのか、お聞かせいただきたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 令和3年の水防法改正に伴い、これまでの大河川に加えて、市内38の中小河川においても洪水浸水想定区域が拡大されたことから、今年度に改定するハザードマップと併せてVR動画を活用することで、知識だけでは伝わらない災害の危険性や避難行動を自分事として体験し、災害時の避難行動を身につけてもらうことが期待できるものと考えております。

○皆川委員 体験を通じて自分事として捉えてもらい、避難行動につなげていくということでありました。

そこで、主な対象者について確認したいと思いますが、特に避難が遅れやすいというふうにされております子どもであったり、高齢者や転入者とか、そういった方々にどのように活用をしていくのか、また、実際に避難行動につながっているかどうかをどのように把握していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹 VR動画につきましては、主に小中学生等の子どもに対する防災教室で活用するほか、町内会、市民委員会などの地域団体を対象とした防災講習や防災訓練などを想定しており、現在も行っている防災訓練回数や参加人数同様、使用回数や体験人数を把握してまいります。

○皆川委員 最後に、費用対効果についてお聞きします。

体験型の取組である以上、継続して活用されて実際の避難行動につながってこそ、意味があるのかなというふうに思っています。命を守るための取組でありますので、形だけで終わらせては絶対いけないのかなと思います。

その上で、機材更新費や維持費も含め、どのような指標で費用対効果を評価していくのか、単に、活用回数であったり、体験人数にとどまらず、避難意識や行動の変化をどのように検証していくのか、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 VR動画導入の費用対効果につきましては、反復での利用が可能で、多くの方が利用できるため、一定の費用対効果が期待できるものと認識しております。

また、VR動画の導入は、従来の座学中心の防災教育から体験中心の教育へとシフトいたしまして、記憶力の定着や実践型の学習が可能となるため、危機意識の醸成や災害時の避難行動を身につけることが期待できることから、地域防災力の向上に大いに役立つものと考えておまして、防災知識の普及啓発のための事業と認識しております。

○皆川委員 今回の補正は、避難所の環境を整える取組とVRを活用して避難行動につなげる取組、言わば、備えと行動の両面から防災力を高めていくものだとして受け止めております。

災害では助かった命がその後の避難生活で失われることもありますし、そもそも、逃げ遅れれば守れる命も守れないと思います。暖かく、横になれる環境であったり、トイレ対策など、実際に使える備え、そして、体験を通じて自分事として行動できる防災教育、この2つがそろって初めて命を守る対策になるというふうにも考えております。整備して終わりということではなくて、実際に使われて、行動につながってこそ、防災力になると思います。

市民が安心して避難でき、迷わず動ける旭川となるよう、実効性のある取組が着実に進むことを期待するとともに、今後の運用状況についても引き続き注視していきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で質疑を終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午後 1 時 00 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 それでは、よろしく願いいたします。

私からは、3項目質疑をさせていただきます。

1つ目は、野外彫刻管理費についてです。

彫刻のまち旭川は、ほかの都市にはなかなか類を見ない旭川の魅力でもあります。昨年の決算審査特別委員会の分科会でも触れましたが、今回の補正予算で彫刻管理費がついたということで、何か質問をさせていただきます。

まず初めに、概要についてお伺いします。

○坂本社会教育部文化振興課長 野外彫刻管理費は、市が設置している72点の野外彫刻を良好な状態で維持管理し、彫刻のまちづくりへの市民意識の醸成を図るため、市民ボランティアによる清掃活動や作品の修復等を実施するとともに、野外彫刻鑑賞の啓発活動を行うものであります。

○中村みなこ委員 それでは、今回の補正予算の内訳について御説明願います。

○坂本社会教育部文化振興課長 野外彫刻管理費の補正予算の内訳につきましては、清掃ボランティアへの活動謝礼や消耗品等として23万4千円、野外彫刻マップ写真資料作成費として11万9千円、野外彫刻の永山武四郎の像の台座修繕、本体等着色業務として188万6千円、合計で223万9千円となっております。

○中村みなこ委員 永山武四郎の像の大規模修繕の費用に188万6千円、これが補正予算の大半を占めております。

永山武四郎は、皆さんも御存じのとおり、旭川の有名人であり、常磐公園入り口にある大きい彫刻も市内外に有名なものとなっております。

それでは、この永山武四郎の像の修繕の内容についてお伺いします。

○坂本社会教育部文化振興課長 永山武四郎の像については、破損や経年劣化が見られるために補修を行うものであり、具体的には、本体の清掃後、穴が空いている箇所を埋め、下地処理を行った後、着色・研磨作業を行います。

また、台座部分の劣化により通行人の頭上に落下の危険性がある床石の修繕等も併せて実施するものであります。

○中村みなこ委員 永山武四郎の像は大きい彫刻ですが、台座部分もかなり高さがありますので、劣化による破損で落下の危険があるとのこと。そのため、修繕が急がれる状況だと理解いたしました。

それでは、この永山武四郎の像はいつからどのような経緯でここに設置されているのでしょうか、お伺いします。

○坂本社会教育部文化振興課長 永山武四郎は、屯田兵制度の創設に尽力し、後に屯田兵本部長、

第2代北海道庁長官、第7師団長を務めるなど、旭川とゆかりの深い人物であり、昭和42年の北海道開拓100周年を記念して設置されたものでございます。

○中村みなこ委員 設置から60年近くたっている彫刻だとのことですが、この間、どれくらい修繕が繰り返されてきたのでしょうか。今回の修繕はいつ以来の事業になるのか、お示してください。

○坂本社会教育部文化振興課長 平成28年度に経年変化に伴う着色被膜の劣化が著しかったことから、設置当初の良好な状態への復旧を目的として本体の再着色を実施しており、金額といたしましては138万2千400円、その後、平成30年度には、台座に設置されているブロンズ製銘板について、経年劣化により文字の判読が困難となっていたため、その復旧として9万720円、令和7年度には、台座の碑文が経年劣化により剝離していたため、コーキング材による補修を実施しており、これにつきましては美術館職員と旭川彫刻サポート隊の会員により対応したところでございます。

○中村みなこ委員 大がかりな修繕としては、平成28年以来、10年ぶりということになります。素材や形状によって一概には言えないとは思いますが、一般的に本格的な修繕や塗装は10年ごとに必要とされているようです。

今回は、優先順位を考えて要望していた永山武四郎の像の大規模修繕に予算がついたわけですが、本市のたくさんある野外彫刻の中でほかに大規模な修繕が必要とされる作品はどのくらいあるのでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 今後、大規模な修繕が必要となるのは、買物公園と7条緑道の交差点に建ててございます開拓のイメージが考えられますが、定期的にその劣化状況については点検しているところであり、現在のところ、早急な対応は必要ないものと認識しております。

また、大規模な修繕ではございませんが、作品としての維持管理のため、比較的早期に修繕が必要なものとして7条緑道に設置されております加藤頭清作の男子座裸像と母子像の2体がございます。

○中村みなこ委員 開拓のイメージは、かなり高さがある、形が細かい作品ですので、修繕費用もかさむだろうなと思っております。急いで修繕する必要性はまだないとのことですが、日頃のチェックは欠かせません。

日頃からボランティアの彫刻サポート隊の皆さんが細やかにお手入れをしてくださっておりますので、安心しておりますが、サポート隊の方から修繕すべき箇所を見つけてもなかなかすぐに取り組んでもらえないという話もありました。ぜひ、今後も速やかな修繕に努めてもらいたいと思っております。

本市の自慢の彫刻たちです。できる限りベストな状態を多くの方に見て親しんでいただきたいと思っております。

最後に、野外彫刻の修繕に関して、今後の考え方をお答えいただきまして、この項目の最後の質問とさせていただきます。

○田村社会教育部長 永山武四郎像は、長崎平和祈念像の作者としても知られております北村西望氏の手による作品でありまして、また、御存じのとおり、永山武四郎は永山の地名の元にもなっております本市ゆかりの人物でございます。永山神社の立像は軍服姿ということでありますが、常磐公園の像は帽子を手に持った平服姿ということで、退官後の姿を表しているとも言われております。

このように、本市にゆかりがあったり、また、著名な作者であったり、本市が設置しております様々な野外彫刻は全部で72体ございまして、ボランティア団体であります旭川彫刻サポート隊と協働しながら、その維持管理に現在努めているところでございます。

彫刻サポート隊による清掃活動が行われた際は、毎月、その活動報告をいただいております、異常が確認された場合は、彫刻美術館職員が現地を確認し、その対応に当たっております。

今後におきましても、彫刻サポート隊の協力を得ながら野外彫刻の状態把握に努めて、作品ごとのカルテに記録、管理し、安全性など、緊急性も考慮しながら、優先度をつけて計画的に修繕を行ってまいります。

○中村みなこ委員 ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、2つ目の項目に移りたいと思います。

防災施設等整備費についてです。

午前中、皆川委員からも質疑がありましたが、昼休みを挟みましたので、全てそのまま進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、本事業の概要について改めてお示しください。

○伊藤防災安全部防災課主幹 防災施設等整備費は、防災体制の充実強化を図るため、災害時における備蓄物資の整備等を行うものであります。

今回の補正予算では令和7年度の国の補正予算を活用し、9千18万7千円を追加補正し、避難所環境の改善に必要な資機材を整備するものでございます。

なお、これらは翌年度に全額を繰り越して購入することを予定しております。

○中村みなこ委員 避難所環境の改善に必要な資機材を整備するとのことでした。

それでは、追加される備蓄品の種類と数量について、これも重複しますが、いま一度お示しいただきたいと思います。

あわせて、目標数と達成の見通しについてお示しください。

○伊藤防災安全部防災課主幹 今回追加するのは、避難所環境の改善に必要な資機材として、段ボールベッドが1千100個、避難所用テント1千100張り、ポータブルストーブ15台、ポータブル電源15式、組立て式トイレ1式を整備いたします。

目標数については、段ボールベッドや避難所用テントは物資の支給対象者に対する要配慮者の割合から5千500とし、ポータブルストーブやポータブル電源については、市有施設の指定福祉避難所数の75として設定しており、来年度から5年をかけて整備し、目標数を達成する計画としております。

○中村みなこ委員 今回の整備でどれも5年後の目標に向けて5分の1の達成となるということでした。

能登半島地震の教訓を生かしての新しい備蓄計画の下で、今までの備蓄計画にはなかったものも含めて目標に向けての第一歩となります。この後も、毎年、順調に整備されていくことを期待しております。

それでは、もう少し具体的な部分についてお聞きいたします。

まずは、段ボールベッドについてです。

以前、質問させていただいたとき、段ボールベッドは紙でできているから、しけってしまう、だ

から、避難所に大量に保管しておくことが難しい、その代わり、すぐ持ち込めるような体制になっているという説明だったかと思えます。

今回、段ボールベッドは1千100個配備されます。かなりの量の保管となるのですが、湿気具合については大丈夫なのかと思いました。何か、湿気対策を取る、保管方法を変えるなど、変更点はあったのでしょうか。

○伊藤防災安全部防災課主幹 本市の備蓄品の保管環境については、保管場所によっては、湿気などにより備蓄品が劣化するおそれがある場所もございますが、今回は廃校施設に新たな保管スペースが確保できましたことから、これまでどおり保管することが可能となっております。

○中村みなこ委員 新たに廃校施設、旧第2小学校と伺っておりますが、広い保管場所を確保しているから可能だとのことでした。

それでは、次の質問です。

この段ボールベッド1千100個全てが旧第2小学校への保管となります。段ボールベッドに限らず、その品目を全部まとめて1か所だけに備蓄されている物資はほかにもいろいろあると思います。乳児用ミルク、離乳食、哺乳瓶、簡易トイレ、乳児用・大人用のおむつ、生理用品などだと思うのですが、市民備蓄が進んでいけば、これでも安心なのですが、災害が少ない本市において、市民の防災意識はなかなか高まらないことが課題となっております。そうすると、避難先で様々な物資がすぐに必要とされることが想定されます。そして、郊外の1か所から市内複数の避難場所に素早く運ばれることが求められるのですけれども、効率よく行き渡らせるような運搬体制などは決まっているのでしょうか。

また、1か所ではなく、複数の場所に分散して保管しておくことはできないのでしょうか、お伺いします。

○紺田防災安全部防災課長 今回購入する資機材につきましては、市内小中学校の各指定避難所では各保管スペースの確保が困難なため、郊外地区の廃校施設1か所に配置することとしておりますが、災害時には物資の運搬に時間を要することが見込まれることから、今後、備蓄品目の拡充も予定しておりますので、分散配置も含めて最適な保管スペースの確保や新たな備蓄倉庫の整備につきましても検討を進めていきたいと考えております。

○中村みなこ委員 保管スペースの課題解消に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問です。

指定避難所の備蓄品一覧を見ますと、指定避難所になっているのに備蓄品が一つもないところが複数ありました。特に顕著なのが高校、大学です。合わせて20か所近くが指定避難所となっておりますが、備蓄品がどこにも一つもないのはどうしてなのか、その理由をお伺いいたします。

○紺田防災安全部防災課長 災害時の避難所は小中学校を優先的に開設することとしておりまして、備蓄品についても小中学校を優先に配置してございます。

高校や大学などを避難所として開設する場合には、開設をしていない指定避難所から運搬して対応させていただくほか、防災協定に基づきまして民間の事業者が保有する流通備蓄を調達することとしております。さらに不足する場合には国や道などからの支援により調達することとしております。

○中村みなこ委員 小中学校を避難所として開設したら、ほかから運んでくることになっていると

のことでした。

高校や大学は、ほかより敷地が広くて建物が大きいので、それらを生かした避難所活用があると思われま。その具体的な活用というか、特徴を生かした活用があると思うのですけれども、それと併せて備蓄についても検討していただきたいと思っております。

そして、もう一点、お伺いしたいと思います。

つい最近、スカイツリーのエレベーターに5時間閉じ込められてしまったという事故のニュースがありました。地震等の災害でエレベーターが止まるという事態は本市のどこでも起こり得ると考えると、何らかの対策が必要だなど考えたところです。

最低、水、飲料水やトイレセットは必要だと思うのですが、この庁舎のエレベーターが万が一故障したときなどのための備蓄はあるのでしょうか。管財課の管轄だと思いますが、現状を把握されているのかを含めてお伺いいたします。

○内村防災安全部長 災害時における備蓄については防災安全部で所管をしているところです。

今、中村委員が御指摘のとおり、庁舎の管理については管財課が行っているところでございますけれども、例えば、自然災害以外の災害によってこのエレベーターが止まったとしても防災安全部で食料の備蓄であるとかを用意することになっております。

現在、この建物用に職員や来庁者の方用の食料の備蓄等はありませんけれども、従来から、こちらの7階の倉庫にある程度の量の食料品の備蓄はしておりますので、そういった場合には、柔軟な対応として、それを使用するような体制を取るようになっております。

過去には、JRが運休になったとき、夜中でありましたけれども、防災備蓄の防災マットや毛布を活用して、滞在されていた方に避難所の代わりとして物資を提供した実績がございます。

○中村みなこ委員 今後、エレベーターの中に常に置いておくような備蓄を義務化すべきだという専門家の見解もあるようです。調べたら、エレベーターの一角に設置する防災キャビネットというものがあるようなのですが、何らかの対策の必要性を指摘させていただきたいと思。い。ます。

それでは最後に、今後の備蓄品の整備の進め方についてお伺いします。

○紺田防災安全部防災課長 今後の備蓄品の整備につきましては、令和8年2月、今月に改定いたしました備蓄計画に基づきまして、食料品などの備蓄数の増強や介護食や液体ミルクなどの要配慮者に配慮した備蓄品目の拡充のほか、避難所用テントや段ボールベッドなどの避難所環境整備用の資機材につきましても計画的に整備を進めていくこととしております。

避難所の開設にとどまらず、その質の向上に取り組むことが避難所運営には大変重要なことであると認識しておりますことから、今後も避難所における良好な生活環境が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 災害は、もちろん、いつ起こるか分かりません。計画を前倒しするですとか、今回のエレベーター事故などの教訓をタイムリーに取り入れていくなど、ぜひ精力的にフットワークを軽く進めていただきたいと思。い。ます。

以上で、この項目を終わりたいと思。い。ます。

そして、3つ目は、いじめの議案第13号、和解について質問をさせていただきます。

午前中の高橋ひでとし委員からの質疑もあり、一部重なるところもありますが、改めてお答えいただきたいと思。い。ます。

この約1年間、議会において、裁判途中ということで、ほとんど何も示されてきませんでしたので、そのあたりのことも含め、改めて確認させていただきます。

原告側から訴状が出された以降、どのように協議が進められてきたのでしょうか、お伺いします。

○中山学校教育部教育指導課主幹 令和元年に発生したいじめ事案に対し、令和7年2月25日、被害生徒の母親を原告、本市を被告として1億1千564万852円の損害賠償請求がありました。

これを受けまして、旭川地方裁判所の指揮の下、令和7年6月の第1回口頭弁論に始まり、本年1月まで6回の弁論準備手続が行われまして、本年1月26日、裁判所から和解を勧告され、このたびの議案提出に至ったものであります。

○中村みなこ委員 それでは次に、提出資料について伺います。

様々な資料が原告、被告の両方から出されるわけですが、どのようなものが資料として提出されたのでしょうか。旭川市いじめ防止等対策委員会の黒塗りではない報告書等も当然提出されていると思いますが、それについてもお示してください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 裁判手続では、旭川市いじめ防止等対策委員会の黒塗りされていない調査報告書の写しに加えまして、学校の対応記録など、重大事態調査の関係資料を本市の主張を裏づけるための証拠として提出しております。

また、旭川市いじめ問題再調査委員会の再調査報告書については原告側から訴状とともに証拠として提出されております。

○中村みなこ委員 黒塗りされていない調査報告書と再調査報告書、それ以外の関係書類が出されているとのことでした。

それでは次に、裁判の中身についてです。

原告と被告の主張が食い違っている部分、裁判所が判決に向けて判断しなければならない核心的な問題や事実が争点になるわけですが、今回の訴訟で主な争点となったのはどこなのでしょう、お伺いします。

○工藤学校教育部教育指導課長 主な争点につきましては、学校がいじめとして認知していなかった対応についての注意義務違反の有無や学校と教育委員会が自殺を予見できたか、また、学校の対応によって自殺を回避できたかといった学校及び教育委員会の対応と自殺との相当因果関係の有無となっております。

○中村みなこ委員 主な争点を答弁いただきました。

それらについて、本市が認めた部分、認めないと主張した部分はどこなのか、お伺いします。

○工藤学校教育部教育指導課長 学校がいじめを認知し、少なくとも学級外でのいじめを重大事態として認定すべきであったことや、いじめと自殺の間に事実的因果関係があることは認めた上で、当時、学校が学級内のいじめ行為を把握していたことやいじめ被害から長期間を経た後においても自殺につながると予見できたことについては否認し、当時の対応について説明してきたところでございます。

○中村みなこ委員 再調査委員会の報告書と照らし合わせたときに認めた点として挙げられた学級外でのいじめを重大事態として認定すべきであった、いじめと自殺の間に事実的因果関係があるという点については再調査委員会の報告書と同様であり、自殺の予見については再調査委員会の報告書では言及されていない点でもあり、それについては否認していると理解いたしました。

6回の弁論準備手続が行われたとのことでした。一般的に、その途中で裁判所から和解を検討する余地はあるのかを聞かれると聞いておりますが、本件での和解の提案はいつ頃にあったのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 令和7年6月以降の弁論準備手続におきまして、準備書面及び証拠の確認などの争点整理が行われてきました。争点整理の間、裁判所から和解案が提示されたことはございません。

その後、令和7年12月の弁論準備手続において、賠償額を7千万円とすることや原告が本市のいじめ防止に向けた取組を評価することを内容とする和解の原案が裁判所から口頭で示されまして、1月26日の第6回弁論準備手続において、裁判所から、原告、被告の双方に対して正式に文書で和解勧告がなされたものであります。

○中村みなこ委員 市民の中には、議会でもそうですが、最初から和解ありきではないのかという臆測が飛んでおります。実際はどうなのでしょう、判決まで持ち込まず和解しようとしている理由について伺います。

○工藤学校教育部教育指導課長 裁判所は弁論準備手続の中で被告の責任は免れないとされており、判決となった場合、判決までさらに時間を要することになるなど、早期の解決が望ましいとの考えなどから、このたび和解に応じようとするものでございます。

○中村みなこ委員 今の御答弁で被告の責任は免れないのは既に明白になっているとのことですので、今後、大きく結論が変わることはないということかと思えます。

仮に、今後、判決まで持ち込むとした場合、どのような点が明らかになっていくのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 一般論としてのお話になりますが、判決となる場合には、被告である本市の法的責任の有無や範囲が示されるものと考えております。

○中村みなこ委員 法的責任の有無については既に責任は免れないとした上で、さらに、より詳細な責任の範囲が判断されていくということと理解いたしました。

それを踏まえて、和解が妥当なのか、最後まで司法の判断を仰ぐべきなのかを考えたときに、原告側が納得しているし、被告も非を認めている、これ以上税金を使わなくてもいいとするのか、子どもの命が奪われたという二度と繰り返してはならないことなのだから徹底的に責任の所在を明らかにし、教訓として次に生かしていくべきとするのかと問われていると私自身は捉えているところです。

しかし、判決まで持ち込むことでどれだけ次に生かせる点が出されてくるのかというのは現段階では不明ですので、判断が難しいなと考えているところです。この点についてはこの後の能登谷委員に引き継いでいきたいと思えます。

それでは、違う方向からの質問をさせていただきます。

7千万円という和解の金額が提示されています。この金額についての見解を伺います。

○工藤学校教育部教育指導課長 和解勧告文では、本市の注意義務違反と死亡結果との間に相当因果関係が認められるとした場合、損害額は8千691万8千631円、判決に至る場合は総額1億82万5千611円となるとされ、これまでの訴訟の進行経緯や今後の進行見込み等も考慮し、双方が互譲の上で和解勧告するというものです。

今回の和解金額7千万円につきましては、裁判所が双方の主張などを総合的に勘案し、提示され

たものと受け止めております。

○中村みなこ委員 金額については裁判所がしかるべき方法で算出していますので、どうこうできるものではありませんが、4千万円という多額の税金が投入されることとなります。これについての見解を伺います。

○工藤学校教育部教育指導課長 当時の教育委員会と学校の不十分な対応によりましてこのような事態を招いたことについては改めて深く反省しているところであり、再発防止対策を徹底いたしまして市民の皆様の信頼回復に努めていかなければならないと考えております。

○中村みなこ委員 市民からの信頼回復とありました。しっかりと取り組んでいただきたいと思いますのですが、まずは、今回の訴訟について、経過や結果などをしっかり市民に知らせる必要があると考えます。

今後の予定についてお伺いします。

○工藤学校教育部教育指導課長 今後につきましては、議決をいただきましたら、裁判所の指揮の下、3月中の和解成立に向けて手続を進めていくこととなります。和解が成立した際には議会に報告をさせていただきます。

○中村みなこ委員 議会に報告とだけのお答えでしたが、市民にとっても非常に関心の高いいじめ関連の訴訟です。和解に至った経緯も含め、そうなるかどうかは分かりませんが、丁寧に市民に伝えていただくことをぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、最後です。

いじめによって命が失われるという本当にあってはならないことがここ旭川で起きてしまったということをしっかり受け止めて締めくくっていただきたいと思います。

今後に向けての教育長の決意を伺いまして、私からの質疑の全てを終わりたいと思います。

○和田教育長 教育委員会及び学校が、当時、法に基づくいじめの認知や組織的対応を十分に行っていなかったという事実を忘れてはならないと考えてございます。

教育委員会といたしましては、今後、このようなことを二度と繰り返さぬよう、いじめ防止対策推進条例の理念であります児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指し、児童生徒の生命と尊厳を守り抜くため、引き続き、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図る旭川モデルの取組を着実に推進してまいります。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時33分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○塩尻委員 午後の2番手ということですが、今日は何の日と今まで言っていないですけど、いつも高木会長が言っていて、代わりに今日は言わなきゃいけないかなと思って調べてきました。2月24日は初めて月光仮面が放送された日ということで、ああ、そうなんだ、これは言わなきゃなと思っていたところですが、ほかにもいろいろと調べてみたけど、特にこれはいいなというのがなかったので、それだけ言っておきます。

でも、そう考えたときに僕が小さい頃に見ていたテレビは何だったかなといろいろ思い出、人生を振り返りながら今回の質疑をつくらせていただきました。

今回は、まず、次世代窓口構築運営費についてお伺いしていきたいなと思います。

窓口業務のサービス向上ということで、どの自治体も必ず取り組まなきゃいけない事業なのかなというふうに思います。そこに多額の費用がかけられていて、旭川としては新庁舎の建設というものがありましたので、それに合わせたスケジューリングなんかもしていたのかなと思います。

それがよかったのか悪かったのかというのは分かりませんが、どちらにしても、現在は過渡期というか、まだまだ途中段階にあります。ただ、時代の流れが速く進んでおりますので、どんどん技術が向上し、変わって行って、今は先進的で先を進んでいる自治体でも、いつ普通の自治体と変わらない状況になるかというのは分かりません。

それに、旭川が最先端を行っているとは私は思っていないで、ほかの都市のほうが先を進んでいるなと思っています。ただ、ゴールが動き続ける分野でもあるので、そういったことも踏まえて、これからいろいろ取り組んでいただきたいなと思っています。

まず初めに、補正の事業の概要について伺いたいと思います。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 この事業は、旭川市次世代窓口ランドデザインに基づき、窓口業務改革を行い、市民満足度の向上と職員の業務効率化を図っていかうとするもので、生成AIを活用したシステムや機器の導入に要する経費を計上しております。予算額は1億6千973万円となっております。

○塩尻委員 それでは、その事業の財源について詳細に伺いたいと思います。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 財源につきましては、本事業は総務省の自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトに採択されておりますことから、国庫支出金で1億円、市債で6千万円、一般財源で973万円を措置しております。

○塩尻委員 ただいま御答弁いただいた自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトは一体どういうものなのか、伺いたいと思います。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトは、総務省が令和5年度から実施している事業であり、全国の自治体における窓口業務改革を推進するため、先進的で実効性の高い取組を行う自治体に対し、国からの委託事業としてモデル構築を支援するものでございます。

本市は、このプロジェクトのうち、オンライン手続の徹底による改革効果の向上を目指すモデルとして採択されたところでございます。

○塩尻委員 本年度に採択されたオンライン手続の徹底による改革効果の向上を目指すモデルということで、その中では3種、4都市のうちの1つということでありますので、そう考えると、皆さんには頑張っていたいただいているのかなというふうには思いますし、国から1億円の補助金がもらえるということでもあります。ただ、令和5年度から始まっている事業であります。そういう視点で総務省のホームページを見ると、令和5年度から全部で102都市が採択されておりました。

そのプロジェクトの中にはいろんな種類がありますが、それら全部を含め、102都市あるのです。それを考え、早いか遅いかと言われると、遅いほうなのかなというふうにも感じてしまうわけで、もうちょっと頑張っていたかなきゃいけないのかなと思っています。

次に進みますけども、これまでどのような窓口の業務の改善を図ってきたのか、また、今回の補正によってそれらがどのように変わっていくのか、向上が図られるのか、伺いたいと思います。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 令和3年3月に一部の窓口で申請書の記入を省略できる仕組み、いわゆる書かない窓口を導入し、令和5年11月の新庁舎移転に伴い、ライフイベントの手続の多い市民課、国民健康保険課、介護保険課、長寿社会課、障害福祉課を総合庁舎の1、2階に配置する総合窓口化を図りました。

また、令和6年4月には、窓口改革の将来像を示したグランドデザインを策定いたしました。

今回の補正は、グランドデザインに基づく窓口改革として、生成AIを活用した多機能のオンラインコンシェルジュ機能を構築し、オンライン申請等への誘導による住民の利用率、利便性の向上、そして、審査業務自動化によるバックヤード処理の効率化を図り、行かなくても手続が完了できる環境を整備するとともに、来庁された場合でも、事前案内の活用により、行っても簡単に手続ができる窓口の実現を目指すものでございます。

○塩尻委員 さっきも旭川が先進的で、先を言っているとは思えないと申し上げましたし、逆に追い越される可能性もあるということも申し上げました。

自分の住んでいる自治体が窓口に行ったらいろんなサービスを受けるのに便利な自治体であることはとてもうれしいことですが、個人的には自治体同士が競争してどうのということ自体があまり好きじゃないので、そのあたりで日本一を目指すといったことはどうなのかなというふうには思うんです。ただ、旭川市民にとって便利な窓口を目指して今後も取り組んでいただきたいなと思います。

私自身もいろいろシステムが変わったりしたタイミングで証明書を取ったりしますが、あまり混んでいない、数名しかいない状態でも結構時間がかかったりが続いています。先日も市民の方からもうちょっと時間が短くならないのか、かかり過ぎたぞということでお叱りを受けたわけなんですけども、こういったところも今回の補正で改善できるのか、最後に伺ってきたいと思います。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 委員から御指摘のありましたように、市民の方から窓口での待ち時間に関する意見をいただいております。課題であると認識しております。

先ほど答弁いたしました生成AIを活用したオンラインコンシェルジュ機能や審査業務自動化により、例えば、引越に伴う複数の手続があるときにつきましては、これまで約60分を要していたものを約42分へと、約30%の削減を見込むなど、手続に係る時間が短くなることで窓口での待ち時間を短縮できるものと考えております。

○塩尻委員 次の項目に移ってきたいと思います。

次の項目は、生活保護等費追加給付事業費です。

こちらは、最高裁の判例が出た上で、全国的に国から各自治体にその分を支給するよというところでありますけども、一番気になったのは、システム上というか、制度上、追加で払ってしまうと、それが所得になるんじゃないかということです。そこが心配でしたけど、そうはならないということです。その点は安心したものの、対象者数がかかなり多いということもありまして、ちゃんとやっていけるのかどうか、確認してきたいと思います。

まずは、事業の概要について伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 本事業は、平成25年から実施された生活保護費の減額が、昨年

6月の最高裁判決において、厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があり、違法であると判断されたことを受けて、国が基準額の改定を改めて実施した上で当時の額との差額分を追加給付することを決定したことによるものでございます。

昨年12月、その経費を計上した令和7年度補正予算が国会で成立し、これに基づき、本市においても令和7年度中に追加給付に着手しようとするものであります。

事業費は、追加給付に当たる扶助費が3億3千542万4千円、事務費が545万円、合わせて3億4千87万4千円となっております。

○塩尻委員 平成25年からということなので、すごい数の対象者がいるのかなというふうに思います。

制度上、引っ越していたりとか、対象になるならないとか、いろんな状況があるとは思いますが、そういったことを考えると、把握するのは本当に膨大な作業量になるのかなと思うんですけども、その上で、給付の対象者数が何世帯ぐらいになるのか、まず伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 追加給付の対象となりますのは、平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給したことがある世帯でございます。

ほかに、平成30年10月以降から今年度までの間、一定期間、入院、入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方や毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯なども対象となります。

対象世帯数は、現在も本市で生活保護を受給している世帯が約9千世帯、現在は保護廃止となっているが、期間内に本市で保護を受給していた世帯が約7千世帯で、合わせて計1万6千世帯を見込んでおります。

このうち、このたびの補正により令和7年度予算で給付するのは、平成25年から現在まで生活保護を受給していて、追加給付額の算定に当たって複雑な計算を要さない単身世帯の約3千世帯を予定しております。

現在、保護を受給している残りの約9千世帯及び保護廃止世帯の分は令和8年度予算に計上しているところであります。

○塩尻委員 最後、残り約9千世帯と言われましたが、6千世帯ではなかったですか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 現在保護を受けている方が9千世帯なのですが、このうち、令和7年度に3千世帯にお支払いいたしますので、今受けている方の残り6千世帯と保護廃止の7千世帯は令和8年度予算になるということでございます。

○塩尻委員 今回の補正では追加給付額の算定に当たって複雑な計算を要さない単身世帯の3千世帯を予定しているということでございますけども、該当者をどのように把握する予定なのか、伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 現在、本市で保護を受給している方につきましては、市で世帯状況等を把握しており、過去に遡っても対象要件に合致するかどうかは確認できますので、職権により、順次、追加給付額の算定作業を進め、給付する予定でございます。

把握が難しいのは廃止世帯となりますが、国からは、現在保護を受給している方々の給付を優先して進め、廃止世帯については本年の夏頃の開始ということで周知活動を行っていく方針であることが示されておりますので、令和7年度中はもちろん、8年度に入ってから当面の間は現在保護

を受給している世帯について作業を進めていくこととなります。

○塩尻委員 自治体によっては、過去に遡っても、履歴というか、データというかを把握できないところもあるんじゃないかなというふうには思うんですけども、不幸中の幸いといいますか、幸いにして旭川市ではデータが残っていて、把握することができるということでもありますので、その点については安心できるのかなと思います。

とはいえ、何回も申し上げていますが、複雑な状況でございますので、想定される難しいパターンはどのようなものを想定しているのか、伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 先ほど申し上げましたとおり、単身世帯を先に給付する流れとなりますので、保護受給者の方から不公平という声上がることをまず想定しております。

追加給付となる額は、対象となる基準生活費や加算等が様々で、差額を算出するための給付率も年によって異なることから、複雑な計算式によることとなります。

国によれば、追加給付額は、各自治体のシステム改修によりシステム内のデータを抽出し、その結果を計算ツールに転記、入力することで自動計算されるとなっておりますが、これからそれを行うとなると3月末までに給付手続を完了させることが難しいことから、複雑な計算を要さない単身世帯についてのみ、12月から自力で試算を行って準備を進めているところでありまして、それと計算ツールの結果を照合して給付するという事を考えております。

保護受給者の間で統一的な対応ができないことには心苦しいものがございますが、一部の方に対してであっても早く給付する手法があるのであれば、それを行うべきと考えてのことです。御理解をいただきたいと考えております。

計算ツールによる算定がスムーズに進むのであれば、複数人の世帯や加算等がある世帯についても、4月以降、順次、給付を進めていけるものと考えております。

○塩尻委員 この先は新年度予算のことになってくると思いますが、なるべく早く届くように頑張ってくださいなと思います。

給付の財源を改めて確認させていただきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 財源につきましては、保護受給者の方にお支払いする追加給付費は、通常の保護費と同様、国費が4分の3、一般財源が4分の1となります。

一方、事務費につきましては国が全額補助することとなっております。例えば、正職員の人件費も、時間外勤務に限られますが、追加給付に従事するのであれば補助対象となるところでございます。

○塩尻委員 今回は、時間外勤務など、人件費も含まれるということで、国からいろいろやりなさいよと来る指示や通達は見えないところで負担が自治体に来ます。ただ、国にも費用をしっかりと払ってもらおうように取り組めるということなので、ちょっと安心しました。

まだ続けるのですが、結局、いろいろ頑張って把握しようとはするものの、最終的に把握できない、追えない該当者が発生してしまうのではないかなとも思います。そういったときはどうするのかということをお伺いしたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 本事業で特に課題となるのは、給付に当たり申出が必要な現在保護を受けていない廃止世帯の方への対応だと考えております。

廃止世帯については、本事業に係る国の事務マニュアル等において、自治体から個別に連絡する必要はないとされております。

国は、廃止世帯に対する周知には責任を持って対応するとし、厚生労働省ホームページのほか、各種広告媒体を活用して実施するとのことでありますので、本市といたしましても、それらを紹介する周知活動を併せて行ってまいります。それが潜在的な対象者にどこまで伝わるのか、見通せない部分があると考えております。

本市の場合、平成25年度の保護受給者でありましても、紙はないものの、データは残っておりますが、自治体によっては当時の詳細な情報データがないところもございますので、その方が当時保護を受けていたことが分かる記録などを御自身で保管していない場合などは委員が言われる追えない該当者となることも考えております。

○塩尻委員 国では責任を持って周知するということでありますけれども、やはり、そこには本当に大丈夫かという不安がありますし、結局、自治体にその仕事が降ってくるということも想定できますので、ちょっと不安なところが残るなというふうに思います。

先ほどシステム改修ということでもありました。人件費も負担ないとなっているということだったんですけども、そのシステム改修が必要というところの費用負担について伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 さきも答弁いたしました。追加給付のための必要な改修であれば、全額、国庫補助の対象となります。

○塩尻委員 この後もシステム改修以外のところの費用負担についても伺おうと思っていたのですが、似たような御答弁になるかなと思いますので、飛ばして、最後に伺っていききたいと思います。

今回の補正に加えて、新年度はもっと様々な難しいパターンを把握していくということで、膨大な作業が開始されると思います。本事業においていろいろと想定されることなどを先ほど聞きましたけれども、そういったパターンとか、また違う課題とかがこれから手をかけていくと出てくるかなというふうに思います。そのあたりをどのように想定しているのか、最後にお聞きしたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 このたびの国の追加給付に対しましては、最高裁判決の趣旨にそぐわないものとする批判があり、追加給付に対する不服としての審査請求、あるいは、再度の訴訟提起なども全国的には予想されているところです。

国の資料もまだ予定となっているところが多く、今回の内容で決着するのか、不安な気持ちも正直ございます。

各自治体の事務の進め方もばらばらで、本市のように少しでも3月中に給付するとしている自治体はかなり少数だということであり、保護受給者の方々、特に複数の自治体で保護を受給されていた方などは、追加給付に係るニュースなどを見聞きしても、何がどうなっているのか、混乱してしまうのではないかと考えております。

また、先の話ではございますが、廃止世帯に関しては、令和8年度末が申出受付の期限とされておりますが、本当にそこで区切りとできるのか、これも危惧しているところでございます。

○塩尻委員 最後のほうの話は特にそうで、期限は決めたものの、それ以降にまた訴訟なりなんなりが発生した場合、また追加でやらなきゃいけないということが発生しますし、それ以外でも、今御答弁いただいた中でもあったとおり、今後、追加で訴訟が起きると、そのたびに各自治体は動かなきゃいけなくて、大変な仕事がまた降ってくるということです。

国にここで申し上げることはできませんけども、まずは把握できないということのないように頑張ってくださいとお願ひしまして、この項目については終わりたいと思います。

最後に、3つ目の項目の介護保険事業特別会計の繰入金について伺っていききたいなと思います。

毎年毎年というか、当たり前のように、財源不足だ何だと言われてますし、一般会計の財政規模もどんどん膨れ上がっている状況です。本当にこれで大丈夫なのかなと毎回思うのですが、決算状況だとかを見る限りでは今すぐ困るような状況ではないというのが分かっております。

ただ、今回、介護保険事業特別会計のほうも見ると、その財政規模も膨れていましたので、本当に大丈夫なのかなということいろいろとお聞きしていきたいなと思います。

膨れ上がっていったとき、財源支出といいますか、それが市民の負担となる可能性もやはりありますので、そういうふうにはならないようにできる限り頑張ってくださいと思いますけども、まず、今回、補正を計上することになった理由について伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護保険事業特別会計の補正予算計上の理由につきましては、主に介護サービスを利用された際の介護給付に要する経費である給付費の執行状況が給付件数や給付額において当初の見込みを上回ることに由来するものであります。

そのため、介護保険事業特別会計で実施している事業のうち、7事業について、歳出補正として計4億4千810万6千円、歳入補正のうち、一般会計からの繰入金につきましては計5千608万4千円を補正しようとするものであります。

○塩尻委員 給付件数が増えたことでの増で繰入れをしますということでありませう。

少子高齢化といいますか、時代の流れがそうになっておりましたので、そこが膨れていくのは当然のことではあるのですが、この中で繰入額の大きいものにはどのようなものがあるのかをお伺ひしたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 一般会計からの繰入金額が大きい事業につきましては、要介護者が在宅で暮らしながら訪問介護や通所介護などの介護サービスを利用された際の介護給付であります。居宅介護サービス給付費で2千908万6千円、認知症の方をはじめ、高齢者が要支援、要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすため、グループホームなどを利用した場合の給付費であります。地域密着型介護サービス給付費で繰入金1千523万8千円となっております。

○塩尻委員 様々な事業が増えておりますし、対象者も増えておりますので、このようになってくるのは仕方ないことかなというふうには思います。

さっきもだんだんと介護保険事業特別会計が膨れているという話をしましたけども、数字で見ると、すごい金額の差というのか、増額されているのが分かるなあとお思います。

そこで、介護保険事業特別会計は10年前と本年度でどういう推移になってるのかという比較を伺ひたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護保険事業特別会計の事業費規模についてであります。

本年度の当初予算総額の370億5千456万2千円に対し、10年前の平成27年度予算総額は324億1千209万9千円となっており、この10年で14.3%の増となっております。

○塩尻委員 それでは次に、同様に一般会計からの繰入金の変化についてもお示しいただきたいお思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護保険事業特別会計の一般会計からの繰入金についてであります。

す。

本年度の当初予算の57億6千799万6千円に対し、10年前の平成27年度予算は47億1千168万9千円となっており、この10年で22.4%の増となっております。

○塩尻委員 事業規模としては10年前と比較して14.3%の増ということです。自分の手元の資料では、たしか、平成23年からだったかと思います。最近、決算カードでいろんな数字を表にして違いを調べたりするのですが、平成23年の数字を見ると、もっと差が開いていて、それが急激に増えているようなイメージであります。事業規模としては14.3%増えていると。そして、一般会計からの繰入れは22.4%増えているということで、一般会計からの繰入れの割合がすごい増えてきてしまっているという状況です。

ですから、同じ税金ではありますけども、国が負担する税金、市が負担する税金というふうにと考えると、本来、市が自由に使えるはずのお金がここで固定され始めているということになりますので、同じ税で補われているんだけど、その分、市民サービスが減っちゃっているんだなと感じるんです。

これは、ここだけじゃなくて、いろんなところでも起きています。そういったことを考えると、今後、このままの状況でいいのかどうかというのを見直したり、注意しながら進めていかなきゃいけないところであるのかなというふうに思うんです。これが私の個人的な心配ということです。

今回、補正しようとしている介護保険事業特別会計の7事業の合計で見る財源内訳はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 財源内訳についてであります。国庫支出金1億2千280万7千円、道支出金5千608万4千円、支払基金交付金1億2千70万円、介護給付費繰入金5千608万4千円、介護給付費準備基金繰入金9千243万1千円、合計4億4千810万6千円となっております。

○塩尻委員 この内訳というのは、結局、国が何%、道が何%、一般会計から何%と決まっている中で介護給付費準備基金繰入金というものであります。

その介護給付費準備基金の内容についてお答えいただきたいなと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護給付費準備基金につきましては、介護保険事業の健全な運営を確保するため、旭川市介護給付費準備基金条例に基づいて設置をしております。

介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、介護給付費等の費用に不足が生じた場合に取り崩して充当しているほか、介護保険事業計画の最終年度において残高がある場合は次期計画期間の保険料の設定において取崩しをしながら運用を行っております。

○塩尻委員 ただいま御答弁いただいた中身の基金でございますけども、その基金の残高の推移について伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 現在、令和6年度から令和8年度までを期間とする第9期介護保険事業計画の期間内にありますことから、第6期計画の最終年度である平成29年度末、第7期計画の最終年度であります令和2年度末、第8期計画の最終年度であります令和5年度末の残高でそれぞれお答えをいたします。

平成29年度末で11億4千225万6千717円、令和2年度末で22億2千399万890円、令和5年度末で32億3千437万4千628円となっております。

○塩尻委員 平成29年で11億円だったものが令和5年度末で32億円ということで、介護保険事業特別会計の規模が大きくなるについて基金も増えていると。

その話でいうと、結局、基金がなくなったり少なくなったりすると、何か起きてお金が足りないよとなったときに充当できるものがなくなってしまうので、市の財政の貯金と同じですよ。何かあったときに使えるお金をよっこしておかなきゃいけないわけです。でも、規模的に金額も多くなり過ぎているような気もするんですよ。

結局、基金としてお金を取っておくことになるのですよね。そのお金を緊急のときのために取っておくのも大事だけでも、そうしておく、そのお金が動かず、旭川市内でお金が回らないということになるので、経済的なことを考えると、今の介護保険事業特別会計だけの話だけじゃなくて、いろんな基金についてもそうで、いいのか悪いのかというと、あまりよくないのかなというふうに思います。

先日も東京のほうで財政セミナーを受けてきましたけど、基金の在り方として、貯金しておくのがいいのか、悪いのかと話がありました。ないと駄目なんだけど、あり過ぎてもよくなくて、ある程度、歳出としてお金を使って、市民の方とかに使ってもらって、その後、また積んでいけるのが理想だということではあったんですけど、本当にそのとおりだなというふうに思っています。介護保険事業特別会計はまたちょっと違うシステムであり、だから使える、それでいいんじゃないかというものでもなく、たまり過ぎてもよくないのかなというふうに思います。

第9期の計画を見ますと、介護給付費準備基金のうち、17億3千万円が取り崩されており、介護保険料の基準額は第8期と同額に据え置いているということでもあります。

今回の補正でも9千243万1千円が介護給付費準備基金から繰り入れられておりますけども、令和9年度から始まる10期計画の介護保険料に影響するんじゃないかどうかということについて見解を伺いたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護保険料への影響についてはありますが、これまで各介護保険事業計画における介護保険料の設定に当たり、介護給付費準備基金を充当して対応しております。

そのため、基金残高の状況によっては介護保険料に影響が生じることとなりますが、影響の有無やその程度については次期計画の策定作業を進める中でお示しできる状況になるものと考えております。

○塩尻委員 物価高騰なんかもあって、今後、介護保険料の動向には市民の方も大分関心が高まってくるところなのかなと思います。

高齢化とか、それに関する事業なんかもこれからまた違ったトレンドというか、動きが出てくるのかなと。高齢化の波が変わってきていますので、そういったところで介護保険事業特別会計の運用については、ずっと昔から、そして、今もそうですけど、未来に向けて考え直すというのは違うかもしれないですけど、運用の仕方を適時適切に行っていかなきゃいけないと思います。

そういったことも含めて、第10期計画の策定をどのように進めていくのかを最後にお伺いして、私の質疑は終わりにしたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 第10期介護保険事業計画の策定作業につきましては、既に介護サービス事業者等実態調査などを実施しており、今後、それらの調査結果や人口動態等の推計などを基に給付費等の所要額の試算などを進めてまいります。

具体的な介護保険料の基準額につきましては、第9期計画策定作業の状況で申しますと、12月に国から基準額の設定に必要な係数等に関する通知を受け、その内容を基に本市の条例案等を整理していくこととなりますが、給付費等の所要額や介護給付費準備基金残高の見込みなど、介護保険料の基準額を設定する上で基本的な情報につきましては附属機関における調査審議の機会なども活用しながら、随時、公開していきたいと考えております。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時13分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○横山委員 それでは、私は、議案第13号、和解の案件について質疑をさせていただきたいと思っております。

和解の対象となっている旭川市中学生いじめ重大事態については、2024年9月に再調査委員会の報告書が公開されて以降、本件について、市教委による検証評価が必要であるということ、再調査報告書で示された提言に基づいた実効ある対策が必要であるということを中心に様々な機会です。

手元に2024年9月17日の第3回定例会で私が行った緊急質問の記録があるんですけども、その中で、結果的に2つの調査報告が出たことで、法的にどっちが優位なのかということや、また、判断が異なる記載がされているということや、当時、子育て支援部が答弁をしていますが、法的にどちらが優位ではないということ、それから、異なる考えについては調査結果を評価していくことが必要だということや、そういったふうに残り残されてきたことがあったのではないかということが一昨年の9月の段階でも残っているというふうな認識をしていました。

昨年4月に中学生側の遺族が損害賠償の訴訟を起こしたという報道がありました。報道の中では、学校などが発達特性と家庭環境の問題として責任を転嫁したと。また、いじめがあったにもかかわらず、学校側が適切な対応を怠ったのは安全配慮義務違反に当たる、いじめの認知を徹底して回避した結果、いじめに起因する重篤なPTSDなど、いじめの苦痛から目をそらし、その苦痛を解消するための措置を講じることなく事態を漫然と放置したと主張しているというふうな報道されているわけですが、これを受けて、昨年の8月20日、子育て文教常任委員会において、この訴訟のことも中心に質疑を行わせていただきました。

その質疑の中で、まず、1つ目には、2つの報告書で判断が異なる事実認定について、市、市教委は整理をつけて訴訟に臨む必要があるのではないかということ、それから、クラス内でのいじめについては行為者や具体的な行為が特定できていないにもかかわらず認定されていること、3つ目に、マスコミ報道などでも様々流布されていたことですが、保護者が何度も学校に相談したが、対応してもらえなかったというのは事実なのか、事態の收拾を早めるために謝罪の会の実施を不自然なほど急いだのは誰なのか、2019年6月の入水事件との事案が転校後の中学校に申し送られなかったのはなぜか等々、2つの報告書でも判明しない事実があることなどをただして、これらを明

らかにするよう求めていましたが、残念ながら不十分な答弁に終始したというふうな認識をしています。

今定例会において、市は和解の受入れを判断し、提案をしています。本議案が可決され、和解が成立すれば、本事案については事実上の終結ということになると思います。しかしながら、事実認定が十分にされていない事項が残されている中で訴訟にどう対応してきたのか、市民の税金を使って7千万円という額で和解することが果たして妥当なのかどうか、多くの市民も注目しているところでは。

特に、学校現場からは、事実関係の解明、学校や教職員が怠ったと言われている対応、どの時点でどう対応する必要があったのかなど、それらが明確にならなければ、現場では責任を持っていじめの対応もできないという声が数多く上がっています。

こうした問題意識から、この議案第13号の和解に関わって何点か伺いたいと思います。

まず、和解を受け入れる判断について伺いたいと思います。

昨年の段階では、訴えに対して棄却を求める、一部の事実関係については争うと報道では報じられていましたが、それが一転、和解に応じると判断されたのはなぜなのか、答弁をいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 旭川地方裁判所の指揮の下、これまで、6回の弁論準備手続におきまして証拠を提出し、事実関係の認否などを行い、本年1月26日、裁判所から和解の勧告があったところです。

裁判所は弁論準備手続の中で被告の責任は免れないとされており、判決となった場合、解決までさらに時間を要することになるなど、早期の解決が望ましいとの考えなどから、このたび和解に応じようとするものでございます。

○横山委員 和解に応じるという判断ですが、これは原告の訴えを全面的に受け入れるという判断なのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 和解勧告文では、本市の注意義務違反と死亡結果との間に相当因果関係が認められるとした場合、損害額は8千691万8千631円、判決に至る場合は総額1億82万5千611円となるとされ、これまでの訴訟の進行経緯や今後の進行見込み等も考慮し、現時点で双方が互譲の上、和解を勧告するというものでありまして、本市の主張も考慮された上で提示されたものと受け止めております。

○横山委員 和解金額の妥当性について市はどのように判断をしていますか。

○工藤学校教育部教育指導課長 今回の和解金額7千万円でございますけれども、裁判所が双方の主張などを総合的に勘案いたしまして提示されたものと受け止めております。

○横山委員 請求額が減額されているから和解すべきだという判断をしているようにも聞こえるのです。

先ほどの答弁の中では本市の主張も考慮された上で提示されたものと受け止めているということなので、そこは譲るということの判断なのかもしれませんが、その判断が妥当なのか、金額が妥当なのか、正直、外部の人間としては、訴訟がどのように進行してきたのか、どのような事実関係を争ってきたのか、そういった経過が分からなければ判断はできないと思います。

市が裁判所に様々な証拠資料等も提出をしていると思いますが、今後、それらがどの段階で公開

される見通しなののでしょうか、見解を伺います。

○**工藤学校教育部教育指導課長** 今後につきましては、議決をいただきましたら、裁判所の指揮の下、3月中の和解成立に向けて手続を進めていくこととなり、提出した資料につきましては、手続の終了後、裁判所において、法に基づき、閲覧可能になるものと認識しております。

○**横山委員** 訴訟の内容ですとか、原告、被告の双方の主張や裁判所の判断が明らかになるのは和解成立後になるということですね。そうなるということであれば、残念ながら現段階で私どもが和解の妥当性を判断する材料が乏しいということになるかなというふうに思います。

改めて、原告との間で争われた事実関係についても少し伺いたいと思いますが、市として認めた事実関係はどのような内容なのか、見解を伺います。

○**中山学校教育部教育指導課主幹** 学校がいじめを認知し、少なくとも学級外でのいじめを重大事態として認定すべきであったことやいじめと自殺との間に事実的因果関係があったことについて認めております。

○**横山委員** 少なくとも学校外でのいじめをということであれば、学級内でのいじめについては事実関係を認めていないということになるということでしょうか。それから、自殺との事実的因果関係にあったのは学級外でのいじめなのかどうかも今の答弁でははっきりしないと思います。

では、逆に市側が認めていない事実関係についてはどのようなことがありますか。

○**中山学校教育部教育指導課主幹** 当時、学校が学級内でのいじめ行為を把握していたことやいじめ被害から長期間を経た後においても自殺につながると予見できたことについて否認しているところでございます。

○**横山委員** 学級内でのいじめ行為を把握していたことについては否認をしていると。それから、被害から長期間を経た後において自殺につながると予見できたことについては否認しているという2点を挙げられました。ただ、今回、和解額のうちの3千万円はスポーツ振興センターの死亡見舞金を充当するということですよ。そうすると、本件和解は、学校管理下において発生した事件に起因する死亡であることを認めたということになるのではないかなというふうに考えます。

それから、和解を受け入れたことで、先ほど答弁をいただいた市が主張していることがどのように扱われるのか、市の言い分を認めたよということなのか、そうではないのかも判然としないわけですよ。

一般市民感情から考えれば、和解したということであれば、市や学校は全面的に責任を認めたということにはならないか、逆に市民にはそう伝わってしまうのではないかということをお慮しています。

次に、一番最初に言及した昨年8月の子育て文教常任委員会において私から明らかにするように求めた事実関係については訴訟においてどのように扱われたのでしょうか。

具体的には学級内でのいじめの具体的な内容、行為者ですとか、具体的な行為、それから、怠ったとされた法にのっとったいじめ調査対応が行われていないと指摘されたものとは具体的にどうということなのか、そして、不自然なほど急いだと言われた謝罪の会の開催がどのような経緯で行われたのか、さらに、転校理由とその申し送り内容がなぜ申し送られなかったかなど、事実関係は明らかになったのでしょうか。

○**工藤学校教育部教育指導課長** いじめの認定や学校と教育委員会の対応といった個々の事実関係

につきましては本損害賠償請求事件において争点となっておらず、裁判所の見解は示されていないところでございます。

○横山委員 そうなれば、結局、何が問題だったのかということが曖昧なままなんじゃないかということなんですよ。

市教委や学校教職員の対応のどこに不備があったのか、繰り返しますが、どの時点で何をしなければならなかったのかなどが全く明らかになっていないのではないかなと思います。そういう段階で賠償責任だけは負うということにはなかなか理解し難いものがあると思います。

和解を受け入れることの影響についても問題にしたいと思います。

改めて伺いますが、市教委、学校、教職員、それぞれにどのような瑕疵があったのか、そのあたりの認識について伺います。

○山下学校教育部教職員課長 今回の事案に係るそれぞれの瑕疵について、いじめ防止等対策委員会及びいじめ問題再発調査委員会の報告書では、市教委においては、学校への指導等の組織的対応が不十分で、いじめの重大事態の認定や法に基づく対応がなされなかったことであり、学校及び教職員においては、法の認識が不十分で、組織を活用し、いじめの認知及びいじめの重大事態としての認定が適切にできなかったことで、いずれも組織的な対応の不十分さに問題があったと指摘されております。

○横山委員 ただいまの答弁を整理すれば、今回の事件はいじめの認知及びいじめの重大事態としての認定が適切に行われていなかったこと、それから、いじめとしての組織的対応が不十分であったということにまとめられるかなと思います。しかしながら、報告書が2つあること、それから、一方は黒塗りのまま公表されていること、学校がその時々に行った対応が正しかったのか、誤っていればどのような判断をする必要があったのかは依然として明らかになっていないということは指摘せざるを得ません。

このようなことを学校に対しては少なくとも明らかにした上で再発防止につなげていかなければ、同じようなことが起きたときにどうすればいいのかというノウハウを現場では持ち合わせられないということになるんじゃないかなというふうに思います。

再発防止の評価も含めて、市教委の見解を伺いたいと思います。

○和田教育長 当時の学校と教育委員会の対応につきましては、対策委員会と再調査委員会による2つの報告書によりまして、事実関係の解明と組織的対応の課題について検証を受けてございます。

本市では、令和4年9月の対策委員会の報告書を踏まえ、いじめ防止対策推進条例の制定やいじめ防止基本方針を改定し、市長部局のいじめ防止対策推進部と学校、教育委員会とが一体となっていじめ防止対策「旭川モデル」の取組を構築いたしまして、着実に実施に移してまいりました。

また、令和6年9月には再調査報告書の答申がございまして、その再発防止策の提言を踏まえ、旭川モデルの取組を評価、検証し、取組の強化を重ねてきたところでございます。

今後におきましては、過去の対応の教訓を風化させることなく、全ての教職員がいじめほどの学校でもどの子どもにも起こり得るという意識を共有した上で、いじめ防止対策を推進できるよう、教職員の資質、能力の向上や啓発を積み重ねまして、再発防止に向けた取組を徹底してまいります。

○横山委員 ただいまの答弁は、再調査委員会の報告書が公表されて以降も、市、市教委は様々な対策を行ってきたというような認識なんだと思いますが、肝腎の本事案そのものについては様々な

疑義が明らかにされないまま放置されているんじゃないかという印象を持っています。組織的な対応の不十分さが度々指摘をされてきましたが、具体性がないんですよね。

くどういようですけども、学校の個々の対応のどこに不備があったのか、あのときどうすればよかったのか、また、すべきではなかったのか、教職員個々の責任が問われていない以上、全て組織的な対応の結果のはずです。

学校現場の経験がある人間としては、個々の教員が勝手な判断で行ったことではないというふうに見られることばかりですので、問われるべきはその組織的対応のどこに不備があったのかということで、それを明らかにする必要があるんじゃないかなというふうに思います。なぜ起きたのか、なぜ誤りが起きたのか、どうすればよかったのか、そうした詳細な分析がないまま組織的な対応を整備しましたという防止策にどれほど意味があるのでしょうか。

分析、評価に誤りがあれば防止策も誤っている可能性があることはいじめ防止対策推進条例制定の際にも問題にしてきました。いじめ全件把握・報告などはその最たるものではないかというふうに考えます。いじめを把握しておかなければ後で面倒なことになるから、可能性のあるものはささいなことでも上げておけると言っているわけではないですよ。そういうふうにもし学校現場が動いているとしたら、当然、集計件数は膨らむことになるんですね。

そもそも、対象の児童生徒が違います。小学校は6分の1が入れ替わりますし、中学校は3分の1が入れ替わります。それなのに、毎年、同程度のいじめ発生を想定しているということに問題があるんじゃないのか、それで数が多くなった、少なくなったということがどれほど客観的な情報なのかということ常を常に疑問として思っています。

再発防止策が提言されても、何を変えればいいのか、現場では具体的な材料がないわけです。現場で頑張ると言われているだけに聞こえていますね。本事案の個別具体の対応のどこに不備があったのか、どの時点で何が必要だったのか、それしか教訓にできることは現場としてはないというふうに考えます。

学校は、事務処理を淡々とこなす、行っている職場ではありません。生徒指導やいじめ対応は救急救命の医療現場に似ているということをお話ししたことがどこかであったと思います。即時対応と判断、状況によっての対応の変更などの能力が求められています。それは、どんな対応マニュアルを作っても、指導例や対応例を積み重ねることではしか高められないと私は考えています。

これまでのマスコミ報道では、何度も相談したのに担当がデートがあるのでと対応しなかったといった類いのことが流布されました。しかし、このデート発言は2つの報告書にも記載がないということがこれまでの答弁でも明らかにされてきました。マスコミによって事実ではないことがフレームアップされて学校や教職員攻撃に使われた、少なくとも事実でなかったことに対し、本人の名誉はどのように回復されるのでしょうか。捏造された報道に対しても個人が訴えなければならないのかと。教育委員会は教職員を守ってくれないという思いを強くしている教職員は少なからずいらっしやいます。このまま禍根を残してはならないと思います。

今日の段階でこれだけ解明されていない事実関係がある中で市教委や学校の責任が問われている本件和解について、現段階で受け入れることはなかなか難しいのではないかというふうに判断をしています。現状で和解をすれば、やっぱり市教委と学校の責任だったんだという印象だけがマスコミ報道等で上書きされることになります。また、教職員個々の責任をさらに問う風潮を助長して幕

引きになり、最悪の結果になることも想定しなければならないのではないかと。それは、さらなる対立や混乱を生むことにもなるのではないかと思います。そして、学校はどう対応しても責任を問われ続けるジレンマを抱え、かえっていじめ対応に支障を来すことになりかねないというふうにも考えます。

中学生の貴い命が失われた悲しい事件の教訓を無駄にしないために真の再発防止はどうあるべきなのか、訴訟に対する対応で終わりとすべきではなく、継続した詳細な議論をこれからも続けていく必要があると思いますし、私もその責任の一端を担いたいなということを申し述べて、私の質疑を終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後3時10分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

ここで、休憩前の委員会で能登谷委員から御要求のありました資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

御質疑願います。

○あべ委員 平仮名4文字、あべなおです。

本日は、女性活躍推進部と防災安全部に質疑をさせていただきます。

まず最初に、女性活躍推進部に質問します。

職員の多くの方も見ていただいているかなと思うんですけど、私は、毎朝、弁当婦人としてSNSにお弁当を載せているんですね。おかげさまでスーパーに買物へ行ったときとか、御飯を食べに行ったときとか、いろんな場所で、弁当婦人、毎日、インスタを見ているよと声をかけてもらうことが非常に多くなりました。

そうして声をかけていただいたときは、漢字4文字で弁当婦人、平仮名4文字ではと聞くと、大体、あべなおと乗りよく答えていただける方が多くて、お弁当づくりも毎日楽しくやれています。でも、仕事して、子育てして、お弁当をつくって、ちゃんと妻の役目を果たして偉いねというのも頻繁に言われます。ただ、私もかわいい性格ではないので、別に私の役目でも何でもないので、好きでやっているだけなんでと答えるんですけど、こういう考え方が当たり前の環境で働き続けるのは結構しんどい部分があるんです。

制度の設計とかも大事なんですけども、精神的にも働きやすい職場環境とは何だろうなということで、今回は女性活躍推進部にキャリアの保健室事業費、女性活躍・ワークライフバランス推進費についてお聞きしたいと思います。

補正予算の繰越明許費で上げられた2款総務費1項総務管理費12目男女共同参画活動費の予算の概要をお示してください。

○**松山女性活躍推進部次長** 今回の繰越明許に係る補正につきましては、内閣府の地域未来交付金を充当する事業で、令和7年度から当該交付金を活用しております。

キャリアの保健室事業費が575万円で委託料として、女性活躍・ワークライフバランス推進費が41万7千円で、多様な働き方認定表彰制度に係る費用分となっております。

○**あべ委員** 過去の質疑でもお聞きしましたが、キャリアの保健室事業の目的と概要を改めて確認させてください。

○**松山女性活躍推進部次長** 働く人と企業の双方を支える総合的なキャリア支援事業です。

働く人の相談窓口では、中小企業診断士などの専門家が、働き方や職場の悩み、子育て介護との両立、キャリアアップ、起業準備など、幅広い相談に無料で応じます。

企業への支援としては、相談内容を分析した就労者ニーズの発信ですとか、人材定着に向けたセミナーの開催などを行い、企業の人材育成、定着を後押しします。

さらに、事業者登録制度を設け、登録企業には情報提供や支援策の案内を行うことで地域全体の就労環境の向上を目指す取組です。

○**あべ委員** 地域全体の就労環境の向上を目指す取組だということで、令和8年度に関して新規要素の詳細がありましたらお示しください。

○**松山女性活躍推進部次長** キャリアの保健室事業で得られた知見を生かしまして、若年層の流出抑制のため、社会に出る手前の市内学生に対し、キャリア意識の向上のため、地域企業の魅力を伝え、就職の動機づけとするキャリア教育として、市内の高校、大学等での中小企業診断士によるキャリア出前授業を実施します。

○**あべ委員** 今の答弁に若年層の流出抑制とありましたが、本市は若い女性の流出が多いといろんなところで言われています。

大学生とふだん接する機会が多いのですが、就職で札幌や東京に出たいという話を本当にたくさん聞きます。理由としては、旭川にいい仕事がないというのももちろんあるんですけど、遊ぶところがない、買物するところがない、はやりのものが買えないといったまちそのものの魅力が足りないという面もあるのだということがお話を聞いていて分かります。

私も皆さんもそうであったと思いますが、20代は、とにかく、散財して遊んで、旅行して、恋愛も楽しむといった時期を過ごしたと思います。地域企業の魅力発信も重要なんですけれども、旭川の魅力向上も若年層の流出抑制には必要であると私は思います。これはまちづくりに関わることなので、本事業とはまた別ですが、そういった視点もこのまちで働こうと思える動機づけになることを忘れないでいってほしいです。

話は戻りますが、これまでの相談の実績と傾向をお示しください。

○**松山女性活躍推進部次長** 令和7年6月に開設しました相談窓口は、毎週水曜日の対面相談と利用者の希望日時から調整できるオンライン相談に対応しており、2月24日本日現在で対面37件、オンライン21件の利用がありました。

利用者の年代は40代が最も多く、属性別の悩みの傾向としては、女性では、キャリアと家庭の両立、キャリア形成への不安、職場の人間関係やハラスメントへの不安などが挙げられ、男性では、キャリア再構築、管理職の重圧、起業や副業、転職などの新しい働き方などへの相談が見られました。

○あべ委員 答弁にありました40代が多い、男性ではキャリアの再構築や新しい働き方といったワードを聞いて、うちの夫が思い浮かびました。

うちの夫は、私が市議会議員になるまでは、順調に学校を卒業した後、キャリアを積み、管理職になり、途中、育休を1年間取ったりしたんですけども、その後、リカレント教育を受けて、さらなるキャリアアップを目指していた途中で私がこういう仕事に就き、子どももいるけど、もっと働きたいんだという妻である私の気持ちを尊重してくれて、自分のキャリアを犠牲にして、本人が想定していなかった形で働きながら家庭のことの多くを担ってくれています。

いろんな人にあべさんの旦那さんは何をしているのかと聞かれることがすごい多いんですけど、今みたいな話をすると、気の強い奥さんも大変だねって言われるんです。でも、これって私の気が強いこととイコールになりますかと私は聞くんですよ。これは、男女を逆にしたら極めて一般的な事例ではないですか。

結婚して、子どもが生まれて、奥さんが仕事を辞めるなり、セーブするなりして、専業主婦だとか、パートだとかになって、家庭を支えて、旦那さんがお仕事を頑張ってくるみたいなね。でも、これで気の強い旦那さんがいて大変だねとはなりませんよね。ここにいる多くの男性議員もそうですし、職員もそうして働いてきた人が多いんじゃないですか。

今後は、こういった今まで一般的だった性別による役割分担、一般的にジェンダーロールと言われるものなんですけども、このジェンダーロールは打破していかないとならないわけです。女性活躍と聞くと、どうしても女性に目も気も向いてしまいがちですが、男女両方に向けた支援を今後どんどん拡充していただきたいと思います。そこが遅れてしまうと旭川で働こうなんて思えないですし、やっぱり、考えも取組も進んでいる自治体がいいなというふうになってしまいます。

話は十分それでしたが、地域企業に向けた人材定着支援の内容と実績をお示してください。

○松山女性活躍推進部次長 本事業は、相談支援と企業への支援を併せて実施することで地域全体の就労環境向上を目指すものです。

事業者登録制度を創設し、現在、27社が登録をしております。

登録事業者への支援として、中小企業診断士による事業者相談のほか、市内企業の採用力向上と女性活躍を切り口とした組織づくりの推進を目的として採用力強化プチ合宿と題したセミナーを開催しました。

また、相談実績により蓄積された課題傾向や就労者ニーズを分析し、改善提案と併せ、ホームページやSNSなどを通じて地域事業者に情報提供しました。

○あべ委員 現時点で27社ということで、今後もっと登録事業者が増えてくれたらなというふうに思います。

今後、この事業で目指すところとといいますか、この事業の方向性についてお伺いします。

○松山女性活躍推進部次長 みんなのキャリアの保健室事業の今後の方向性としましては、行政が支援を丸抱えする形から企業自らが人材育成や働きやすい環境づくりに主体的に取り組む段階へと進めていくことも重要なことというふうに考えております。

そのため、多様な働き方を実践する事業者を認定、表彰する制度と連携させることで、市内で先進的な取組を行う企業を積極的に紹介しております。

優良事例を広く発信することで企業が自社の課題を自分事として捉え、改善に踏み出すきっかけ

をつくり、市全体の底上げと意識醸成を図ってまいります。

○あべ委員 行政は引き続き伴走支援をしつつ、企業が自立的に取組を進められるように環境づくりをしていくんだと思うんですけれども、この伴走支援を今後は自走できるようにしていかないとならないというふうには私は考えています。

ですから、自走のための環境づくりにより一層力を入れていかないと、行政の伴走ありき、行政の支援ありきになってしまうのかなというふうにも心配しています。

現在、この事業は国の交付金でやっているわけですけど、市の財政状況に鑑みると、市の単費でやるのがちょっと難しいのかなというふうにも思っています。交付金というのはいつ打切りになってもおかしくありませんので、雑な言い方をすれば、国のお金を当てにし過ぎるのもどうかなというふうには私は思います。

そこで、この事業自体をいつまで市が主体となってやるつもりなのか、考えがあればお示してください。

○松山女性活躍推進部次長 繰り返しになるかもしれませんが、この事業につきましては、やっぱり、行政がずっと担い続ける性質のものではなくて、一定の段階で企業が主体的に取り組める環境へ移行していくのが望ましいのかなというふうには考えております。もちろん、今もいい取組をして、発信している企業もありますし、そういうものが地域全体で広がってボトムアップするといいのかなと考えております。

本市としましては、国の交付金を活用することが財政面で最も効果的でありますことから、国のいろんな制度動向を注視しつつ、事業の方向性や内容、実施時期について、適切なタイミングで見直しも行っていく必要があるのかなというふうには認識しております。

ただし、事業の主であります働きやすい環境づくりの推進は引き続き重要であり、企業の主体的な取組を後押ししながら、地域全体の意識醸成と環境整備が持続的に進むよう、いずれは段階的な移行も必要と考えております。

○あべ委員 いずれは段階的な移行も必要とのことでしたが、いろんな場面で行政が始めた事業を民間に移行するタイミングというのは見極めが非常に難しいというふうには伺っています。

女性活躍推進部には、今まで様々な取組で民間企業と築いてきた信頼関係を生かして、企業の主体性を自走を目指して育てていただきたいなというふうには思っています。

この事業実施により目指す社会像がありましたらお示してください。

○片岡女性活躍推進部長 みんなのキャリアの保健室事業につきましては、令和5年度の未来会議2030女性活躍分野から事業提案があり、スタートしたもので、令和6年度は女性のキャリアの保健室を試行実施し、令和7年度はみんなのキャリアの保健室として改善して実施してまいりました。

これまでの状況を踏まえまして、さらに本市が目指すところというのは、誰もが自分らしい働き方を選択できる、そして、安心して力を発揮できる、そんな地域社会を実現していきたいなというふうには考えております。行政と企業がそれぞれの役割を果たして、互いに支え合って、地域全体で人を育てるという土壌をつくっていくことが大変重要だというふうにも考えております。

従業員の皆さんが一丸となって先進的な取組をしている事業者を紹介して、地域によい実践が広がることで働きやすさが当たり前になる環境を整えていきたいなと考えております。

私たち行政としましては、企業の主体的な取組を応援して、各年代、それから、年を重ねる中でも安心して働き続けられる持続可能なまちづくりを目指し、引き続き全庁的に取り組んでまいります。

○あべ委員 女性活躍推進部には、今まで、議会の場であるとか、委員会の場で何度も質問させていただきました。女性活躍推進部が担当するどの事業も女性活躍が求められるこの時代になくてはならないものであり、今後もさらなる充実が求められるものと思います。

先日も陸上自衛隊旭川駐屯地で男女共同参画出前講座を開催していましたね。その成果は、自衛隊向けの新聞があるんですけど、その1面にも取り上げられていました。私も記事を拝見しましたが、講座に対する評価が高いだけでなく、自衛隊として、国の組織として、男女共同参画であるとか、女性活躍に関する学びの場が求められているのだなと実感しました。やっぱり、片岡部長のすばらしい資料とお話がよかったのかなというふうに思っています。ぜひ、職員の皆さんにも御覧いただきたいです。

そういったわけで、今後は機構改革による部署の統合が控えているわけですがけれども、部の名称だとか、上辺だけにとらわれないでほしいと思います。名称は上辺だけのことで、大切なのはその事業の中身だと思っています。誰もが輝ける社会を目指して、女性活躍推進部創設時の意気込みを忘れず、初志貫徹で、様々な事業に勇敢に挑戦して行ってほしいとエールを送りまして、この項目の質問を終わりにします。

女性活躍推進部の皆さん、ありがとうございました。

次に、防災安全部に御質問します。

防災安全部には浸水ハザードマップ整備費についてお伺いします。

本日午前の質疑であらかたやり取りがなされていまして、私からは聞きたいところを3問だけお伺いします。

まつまっぷという新しいハザードマップができたことや市内を流れる38もの中小河川が新たに洪水浸水区域となったことなどが契機になり、河川の氾濫等を体験できるVR動画をつくる、そのための委託費ということが午前のやり取りで分かりました。また、このVR動画は、子どもたちに向けた防災教育のツールとしてや地域の防災力向上に対する取組など、幅広い層を対象とした防災関連事業に活用する予定であることも午前の質疑で分かりました。

そこで、このVR動画ですが、防災以外の活用について検討していることがあればお示してください。

○紺田防災安全部防災課長 VR動画につきましては、コンピューターで作り出された仮想空間の疑似体験が可能となりますことから、同じ防災安全部であります交通防犯課が実施している子どもたちを対象とした交通安全教室での交通事故防止対策などにも活用可能と考えておりまして、現在検討しているところでございます。

○あべ委員 子どもたちを対象とした交通安全教室での活用ということでした。今思い出したんですけど、うちの3姉妹の真ん中の子が通っている園で、先週、たしか交通安全教室を受けたというような話をしていました。車が道を曲がる時、子どもは小さいから見えないとリスのリリーちゃんが言っていたみたいな話をしていたので、4歳ぐらいの小さい子どもでもあれで十分な学びになるんだなと思いました。VR体験を交通安全教室に活用することができたら、すごく喜んで、楽し

みながらお勉強をする姿が目には浮かびます。

それで、このVR動画というのは、防災ですとか、交通安全に限らず、今後、様々な場所での旭川市の紹介に役立つものだと私は思うんですね。

御存じだと思いますが、観光分野でのVRの活用というのは多くの自治体で導入されていて、バーチャルツアーと一般的に呼ばれていたりもします。

島根県津和野町では、江戸時代の津和野城をVRで再現し、音声ガイドで楽しめるアプリをつくりました。観光客の滞在時間も延びるし、当然、お金も使うわけですから、経済の活性化にも役立っているそうです。

海外ですと、スペインでは、私はサッカーに詳しくないのでちょっと分かりませんが、バルセロナとか、そういったスペイン国内の観光地を有名なサッカー選手と一緒にめぐる冒険ゲームというのがすごく人気ようです。

フランスでは、有名なノートルダム大聖堂を巡るバーチャルツアーがあって、そこで得られた収益というのは大聖堂の修復に充てられているなど、私が思っていた以上にVR動画というのは様々な観光分野のコンテンツにおいても利用されているのだそうです。

本市においては、インバウンド向けの観光誘致のほか、冬まつりとか、名称が変わったイルミネーションのユキノワアサヒカワ、それから、夏だと花火大会など、こういったイベントに様々な事情で会場に行くことが困難な方々もVR動画で楽しむことができるんじゃないかなというふうに考えます。

これ以上は観光スポーツ部や地域振興部にも考えを伺うことになるので、今回、この場で深掘りはしませんが、ぜひ、防災だけにとどまらない部局を超えた連携をして、VR動画をどんどん活用していただきたいと考えますが、考えを伺います。

○内村防災安全部長 VR動画ですけれども、VRゴーグルの活用については、従来の座学中心の防災教育から体験中心の教育を行うことによりまして記憶力の定着や実践型の学習ができるため、災害時の行動力を身につけることが期待できることから、地域防災力の向上に大いに役立つものと考えております。

また、委員の御指摘のとおり、防災教育や交通安全教育以外の分野においてもVRゴーグルなどを活用し、旭川市の魅力ある四季折々の風景や旭川夏まつりなど、イベントの情報発信、さらに、観光誘致などの幅広いロビー活動や、様々な事情により、本市が実施するイベントや催物への見学や参加が困難な住民の方に対する情報提供など、住民サービス向上の魅力発信と地域活性化、業務の効率性を高めるツールとして期待できるものであると考えておりまして、今後、他部局と利活用に係る検討を行ってまいります。

○あべ委員 今回は、まず、防災分野でVR動画を活用するということで、この事業の目指すところとか、方向性を伺います。

○内村防災安全部長 事業の方向性につきましては今後さらなる検討が必要でありますけれども、本事業を通じて映像や視覚による防災体験の実施を通じた防災知識の普及啓発を行い、自助による防災の備えの強化、災害が発生するおそれがある場合の準備のほか、災害が発生した場合に自らの判断で被害の軽減につながる行動が速やかに行えるような災害対応力の強化につながるような事業展開を通し、さらなる被害の軽減を目指してまいります。

○あべ委員 今回の委員会では多くの議員が防災に関して質問していますよね。それだけ関心のあ
る議員が多いというか、我々は市民の代弁者として、防災に関して市民の関心だとか、意識が高ま
っているんだなというふうに感じました。

VR動画の活用は、防災、減災の取組のよいトリガーとなると思いますので、積極的かつ斬新な
活用を期待します。

終わります。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時34分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 私は、今回、議案第13号の和解の問題、それに関連して、補正予算の学校管理費に
ついて、1本だけ質疑をさせていただきます。

時間が54分ということで、そんなにかからないかな、ちょっと分からないですが、話好きなの
で、話してみたら長くなるかも分かりません。

昨日からちょっと眠りにつけなくて、朝5時から起きて、携帯電話を見ながらいろんなやり取り
をしたりして考えてまいりました。これまで5年以上にわたって、この質疑を何度やったのかなと
いうぐらいやってきて、ここに来て和解の話が出てきたということで、その思いもありながら質疑
をさせていただきたいなと思っております。

本日、この議案については何人の方がやられていて、当然、重なる部分も多いところでありま
すけれども、流れもございますので、その流れに従って、同じ答弁をしていただくことになるかも
しれませんけれども、よろしく願いいたします。

私は、質問の最初から、彼女が何を思って亡くなったのかということ自分のテーマとしてここ
までずっとやってまいりました。本日のいろんな答弁を、この和解案というのは私が望んでいる彼
女が何を思って死んでいったのかということの答えにはなかなかつながっていないものかなと思
いながら聞いていました。そのような中で、和解についての私自身の理解も不足しておりますので、
確認も含めて聞かせていただきます。

私が一番聞きたいというか、関心があるのは、やっぱり、これまでも、議会を通してであったり、
陳情であったり、市民の皆様から寄せられた様々な考えや意見が今回の和解の協議の中でどうい
うふうに生かされてきたのかなということなのです。朝からの答弁を聞いていると、なかなか期待の
できないところがございますけれども、法の仕組みもあることですから、それについて一つ一つ質
問させていただきたいと思えます。

まずは、学校管理費の概要及び今回の補正予算の概要と財源の内訳についてお示しをいただき
たいと思えます。

また、対策委員会調査及び再調査委員会調査に要した経費の総額をお示しいただきたいと思
います。

○中瀬学校教育部長 10款教育費3項中学校費1目学校管理費は、中学校の管理運営に係る事

業費であります。

補正予算につきましては、本件の損害賠償金4千万円につきまして、中学校で発生した事案であることから、当該学校管理費の21節、補償、補填及び賠償金で支出するために補正するものであり、財源内訳は、諸収入として、学校災害賠償補償保険金が2千万円、一般財源が2千万円となっております。

次に、調査委員会の必要経費につきましては、さきのいじめ防止等対策委員会が、委員報酬、旅費など、総額1千622万4千164円、再調査委員会が同じく総額2千89万4千195円となっております。

○上野委員 2つのこれまでの調査委員会を合わせて、もう既におよそ3千700万円を支出しているということ、そして、今回の和解案では7千万円を支出するということです。一部は日本スポーツ振興センターの死亡見舞金から出しておりますけども、単純計算すると、ここまでで合わせて1億円をこの件にかけてきているということが分かると思います。それだけ重大な事案であるというふうな押さえをしております。

これまで、再調査は要らないとか、いろんなことを言ってきましたけども、結果、ここまでお金がかかったということでもあります。その上で、市が和解に応じることになった理由について、再度、お示してください。

○工藤学校教育部教育指導課長 和解勧告文では、本市の注意義務違反と死亡結果との間に相当因果関係が認められるとした場合、損害額は8千691万8千631円、判決に至る場合は、総額1億82万5千611円となるとされており、これまでの訴訟の進行経緯や今後の進行見込み等も考慮いたしまして、現時点で双方が互譲の上、和解勧告するというものであります。

裁判所は、これまでの弁論準備手続の中で被告の責任は免れないとされており、また、和解案を受け入れず判決となった場合、解決までさらに時間を要することになるなど、早期の解決が望ましいとの考えなどから、このたび和解に応じようとするものでございます。

○上野委員 最初に確認すればよかったのですが、被告は旭川市ということによろしいのですよね。市は早期の解決が望ましいと。裁判、訴訟に係るお金のことを考えても、責任は免れないということも含めて、現段階で和解に応じたほうがいいという判断であったと思います。

本市は、このことを決断するために原告の訴えに対する認否であるとか、必要な説明をしてきたと思いますが、どんな説明をしてきたのか、お示しいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 本市からは、学校がいじめを認知し、少なくとも学級外でのいじめを重大事態として認定すべきであったことやいじめと自殺の間に事実的因果関係があることは認められた上で、当時、学校が学級内のいじめ行為を把握していたことやいじめ被害から長時間を経た後においても自殺につながると予見できたことについては否認し、当時の考え方や対応について説明をしております。

○上野委員 これも今日の朝から何回か聞いている答弁でございましたが、そういった趣旨で和解を受けるといった判断をしたのかなと思います。

その際、何を根拠に説明したのか、お示しいただきたいと思います。

あわせて、どのような資料を提出し、説明を行ったのかもお示しいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 いじめ防止等対策委員会といじめ問題再調査委員会それぞれの調

査報告書、当時の学校の対応記録等を基に説明をしており、手続の終了後、裁判所において、法に基づき、閲覧可能になるものと認識しております。

○上野委員 さきの答弁で、何か、市の持っていた資料と遺族側が持ってきた資料について、こんなふうに聞いたんですけど、間違いがないかを確認させてください。

市からは第三者委員会の報告書で、遺族側からは再調査委員会の報告書だったと私は聞いたような気がするんですが、それで間違いございませんか。

○工藤学校教育部教育指導課長 間違いございません。

○上野委員 それはどうしてなのか、理由を聞かせていただけますか。

2つの調査書があって、市が第三者委員会の報告書を持って行って、遺族側が再調査委員会の報告書を持ってきたというのには何かの意味があるのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 市の主張を裏づけるためには第三者委員会の報告書が必要となり、相手方の原告が主張をするためには再調査委員会の報告書が必要になったということであると認識しております。

○上野委員 再度、答弁はありますか。

○工藤学校教育部教育指導課長 原告側が訴訟とともに再調査委員会の報告書を提出しております。

○上野委員 理解いたしました。

ただいまの答弁は、市が和解を受け入れる根拠となるものが我々には一切示されず、和解が成立した後、確認できるというものでございました。

先ほど横山委員も言っていましたけども、私たちは何を根拠にこの条例と補正予算を現段階で判断すればよいのか、お答えいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 裁判所から示された和解条項案を含む和解勧告文を踏まえまして和解に応じることとし、このたび議案を提出したところでございます。

○上野委員 私たちの判断基準というのは、その根拠となるものが和解勧告文だけということですかね。あとは質疑を通して聞くしかないということでございますね。

それでは、その資料を用いてどのような説明をしたのか、分からないですが、どのように説明をしたか、お示しいただきたいと思います。

○坂本学校教育部長 繰り返しの答弁になる部分もあると思いますが、裁判手続において、いじめ防止等対策委員会、いじめ問題再調査委員会それぞれの調査報告書、そして、当時の学校の対応記録、これらを提出しており、これに基づいて、当時、学校が学級内のいじめ行為を把握していたこと、いじめ被害から長期間を経た後においても自殺につながると予見できたことについて否認して、当時の考え方や対応について説明してきたところです。

○上野委員 ちょっと、確認させてください。

当時の学校対応記録等とありましたけども、差し支えなければ、当時の学校対応記録というのはどなたが作った記録でしょうか、お示してください。

○工藤学校教育部教育指導課長 主たるものとしては学校が作成したものというふうに認識しております。

○上野委員 当該学校という確認でよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

当該学校で作ったものが裁判所にはつながっているということでございますね。（「はい」と言

う者あり)

それでは、次に、さらに、裁判所は学校の責任は免れないとの判断をしたようですが、学校の責任について市はどのように判断をしているのか、お示しをいただきたいと思います。

その中で特に何が足りなかったのか、これについて併せてお示しいただきたいと思います。

○山下学校教育部教職員課長 今回の事案について、学校においては、法を十分に理解した上で、学校いじめ対策組織を活用し、いじめの認知及びいじめの重大組織としての認定を適切に行う責任があったものと考えております。

○上野委員 ただいまの答弁は、学校は責任を果たしていないというこの理解でよろしいでしょうか。

○坂本学校教育部長 裁判手続の中で、学校がいじめを認知し、少なくとも学級外でのいじめを重大事態として認定すべきであったこと、これについては法に基づく対応を行う責任を果たしていなかったと説明しております。

○上野委員 法に基づく対応というところがキーワードなのかなと思います。

続いて、当該学校の関係者は、再調査委員会の報告は事実と異なるものと発言をしておりますけれども、そのことに対する考えをお示しください。

また、当該学校の関係者は、再三再四、旭川市教育委員会の職員のパワハラや情報漏えいなどの違法行為を訴えておりますけれども、当時の職員に対し、このあたりの事情聴取を行ったのか、お聞かせください。

○中瀬学校教育部次長 再調査報告書につきましては、さきのいじめ防止等対策委員会の調査結果を基に再調査委員会が改めて関係者への聞き取り等の調査を行い、専門的な見地から様々な背景事情を含めて検証された結果であると考えております。

また、当時の市教委の関係職員に対しましては、それぞれの報告書に基づき、当時の対応について聞き取りを行っております。

○上野委員 それでは、再調査委員会は学校関係者についても聞き取り調査をしたという理解でよろしいでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 再調査委員会が改めて聞き取り等の調査を行った対象には学校関係者が含まれているものと認識しております。

○上野委員 それでは、先ほど来も話題になりましたけども、和解が成立することによる学校関係者の処分についてはどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○山下学校教育部教職員課長 当時の学校関係者の対応については、法に基づく組織的対応ができていなかったことやいじめ及び重大事態としての認知をしていなかったことなど、学校における組織的な対応の不十分さを対策委員会及び再調査委員会の報告書で指摘されているところでございます。このため、訴訟の行方も見極めながら教職員の処分権者である北海道教育委員会と継続的に協議を行っているところでございます。

○上野委員 ただいまの答弁は、先ほど申し上げた学校関係者が対応したと訴えていること、報告書との違い、これについては聞く耳を持たなかったということで理解してよろしいでしょうか、お答えください。

○山下学校教育部教職員課長 学校関係者への聞き取りも踏まえまして協議を行っているところで

ございます。

○上野委員 学校関係者への聞き取りも踏まえてということですね。踏まえという言葉の意味がどういうものなのか、ここでは言いませんけれども、なかなか通っていないのかなと思っています。

それでは、次に、第三者委員会報告書で市教委の責任逃れの姿勢が指摘されております。このことについて裁判所に説明を行いましたか、また、どのような資料をもって説明したのか、お示してください。さらに、行わなかった場合の理由についてもお示ししたいと思っております。

○工藤学校教育部教育指導課長 対策委員会の報告書につきましては本市の主張を裏づけるための証拠として提出しているところですが、本件訴訟における争点となっていないことから、裁判所への説明は行っておりません。

○上野委員 教育委員会は争点になっていないということでの答弁ですね。当該学校関係者は、先ほど私が申し上げたように、教育委員会のやり方等についてかなり抗議をしているわけですが、その答弁を聞く限りにおいて、それは裁判所には届いてないということですか。

○坂本学校教育部長 これまでの答弁と重複する部分もあるかもしれませんが、裁判所へは2つの調査報告書などを証拠として提出しており、裁判所においては、これに基づいて当時の学校や教育委員会の対応について精査した上で和解勧告を行っているものと認識しています。

○上野委員 争点ではないけれども、資料の中でそれに触れてある部分があるのでということで、それも十分に考えられているということでの判断なのですね。

次に、これまで何度もお聞きしておりますが、第三者委員会の報告と再調査委員会の報告の優位性について、改めてお考えをお示してください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 2つの調査結果につきましては、どちらもいじめ防止対策推進法に基づくものであり、同法では、いじめの重大事態があった場合には調査を行うことと、必要があれば、その調査結果についてさらに調査を行うことができることについて定められているものであり、これらにおける優位性は規定されておりません。

○上野委員 これまで何回も聞いているので、もう暗記できるぐらい覚えていますけどね。

それと、もう一つ聞きたいのが、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、調査報告を裁判に適用することについてどのように示されているのか、お示してください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、当該調査が民事、刑事、行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないこととされており。

○上野委員 これも何度も聞いていますが、民事、刑事、行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないという答弁でございます。

これも今までも何回か聞いたんですけども、結局、それじゃ、なぜ報告書を資料として裁判所に提出するのか、目的ではなく作ったものを資料とするというのにはなかなか理解できないところがあるので、その点について御説明をお願いします。

○中山学校教育部教育指導課主幹 ガイドラインでは、訴訟の資料とすることを禁じているのではなく、重大事態調査の報告書については、法に基づき、法律、医療、心理、福祉などの専門的知識を持つ弁護士、医師、学識経験者などの第三者が参画し、専門的見地から詳細な事実確認や分析を行った結果であることから資料として提出しているところでございます。

○**上野委員** 専門的知識を持った方が専門的見地から詳細な事実確認をするというのはこれまでも何度か聞かされた言葉で、専門、専門と続くなと思いつつ聞いているんですね。

私は、専門家が事実確認や分析を行ったから正しいということにはならないと思っているんです。これは今までも言ってきましたけども、それに基づく情報だとか、事実認知がおかしければ、当然、結論が変わっていくんだろうと思っています。

例えば悪いですけども、腐った食材を使えば、いいコックが来て幾ら料理を作ってもおいしくないのと同じように、やっぱり、もとをしっかり確認した上で差し上げないと、そこでの判断というのはゆがんでくるのかなというふうに思っています。

2つの報告については優位性がないという判断だということでございましたけれども、今話したように、事実認定等について明らかに違いがある。死因の結論の考え方であるとか、4月から6月のいじめの認定であるとか、それから、PTSDの考え方であるとか、明らかに2つの委員会の報告で違うものがあるんです。

この違いについて市としてはどのような判断をしたのか、お示してください。

○**工藤学校教育部教育指導課長** それぞれの調査については法に基づいて適切に行われたものでありますので、双方の結果について真摯に受け止めております。

また、再調査の結果につきましては対策委員会の調査結果を補完するものであり、新たないじめの認定や、学校、市教育委員会の対応、重大事態の判断などについて課題が詳細に整理されたものであると認識しております。

○**上野委員** 何か、明らかに違いがある場合、市としてはどう判断したのかという私が聞いたことへの答えがなかなかなくて、再調査の報告を重く受け取っているように感じているのは私だけでしょうか。

この2つの報告書の事実認定の違いについては事前に市としてチェックしたのかどうか、お聞かせください。

○**坂本学校教育部長** 2つの報告書の内容については、令和6年9月に再調査報告書の答申を受けた後、早急に確認し、把握をしております。

○**上野委員** すごい作業だと推察されます。

私も、今、質疑するのに、この1週間、さきの報告書と再調査委員会の報告書を全部読んで、2つを併せながら違いや何かを全部見ましたけども、この年だからほとんど限界に近い状況で、大変難しかったなと思っています。

そういうことをチェックするため、ここにいらっしゃる教育委員会の皆さんは全部を見ていると思うんですけども、チェックしたというのであれば、ここから詳しく聞かせていただきます。

少々細かなことになれますけれども、これは和解につながる重要なことですので、お聞きします。

少女が亡くなったことについてですが、その死についてはまだまだ不明なところがあると私は思っております。第三者委員会の報告では、死因をいじめとの因果関係を認めた上で、他の要因との関係で不明と判断いたしました。再調査委員会においては、いじめが主たる原因と判断いたしました。

市は、この2つの判断をどのように裁判所に伝えたのですか。報告書を提出して、あとは裁判所をお願いしますということだったのかどうか、確認させてください。

○**工藤学校教育部教育指導課長** 本市からは、いじめと自殺の間に事実的因果関係があることは認めたと、当時、学校が学級内のいじめ行為を把握していたことやいじめ被害から長期間を経た後においても自殺につながると予見できたことについては否認し、当時の対応について説明をしてきたところでございます。

○**上野委員** この答弁もなかなか正対していないんじゃないかな、答えづらいのかなと思いましたので、これ以上は質問しませんけども、いじめが死因の主たる原因となった理由について、これは答えられると思うんですね。

次に、2019年の4月から6月のクラス内で起きたいじめについて、第三者委員会は、アンケートを取り、聴取調査を行い、いじめはなかったとの報告をしております。再調査委員会においては、母親の証言等を基に、加害者のいないいじめがあったと判断されました。

法のいじめの定義に基づけば、本人の苦痛が確認できるならいじめとの判断が可能であると私も考えますが、社会通念上、中学校1年生という時期、学級内において、同様のことは、報告書にあったような様子はどこにでもあるわけで、これをいじめと認定するかどうかは大変大きな問題だと思っていて、私は慎重に判断すべきと思います。

この判断は、学校管理下でいじめがあったかどうかの本訴訟に関わる重要なポイントであり、この判断次第では今後の学校教育に混乱を招くおそれもあるのではないかと思います。現実には、全国でそのような話を伺っております。

いじめの定義に関わる大きな問題でもありますけれども、市教委の見解をお聞かせください。

○**工藤学校教育部教育指導課長** 初めに、当該生徒の自殺の要因についてですけれども、このことについては、再調査報告書におきまして、いじめがなければ自殺は起こり得なかったものであり、いじめは自殺の主要な原因であった可能性が高いと結論づけられております。

また、いじめ防止対策推進法第2条におきまして、いじめは当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されており、被害生徒の視点に立った判断が求められるものであることを踏まえまして、再調査委員会がいじめと認定したものと考えております。

○**上野委員** 次に移ります。

再調査委員会の報告書では、この学級内のいじめで疎外感を持った少女が学校外の友人を求め、その結果、同僚性を求めて自らの性を差し出し、自殺未遂に至った、さらに、PTSDを患い、最後は死に至ったというのが簡単な結論、ストーリーであると思っております。

彼女が学級内において疎外感を持っていたのかどうかというあたりは、私は、検証し直さなきゃならない部分なのかなと思っております。

旭川のいじめ事案については、第三者委員会の黒塗り報告書から今回の和解案に対する市の考えについてまで、説明が非常に不透明であり、黒塗りの報告書が出されたとき、私は何を質問すればいいんだろうと思ったことを思い出しますし、議会や市民に対して説明責任を果たしていないのではないかと。

今回の和解についてもそうで、結局、資料は提出したけども、我々は見ることもしない、説明を求めてもなかなか核心に触れた説明はしていただけないというような状況であります。

本件については様々な臆測や誹謗中傷が飛び交い、多くの人が傷ついております。このような状況をつくった市の責任は重いと思いますが、市の責任について、お考えをお示してください。

○工藤学校教育部教育指導課長 対策委員会の調査報告書の公表版につきましては、国のガイドラインに基づき、公表の仕方及び公表内容を御遺族と確認した上でマスキング処理を行ったものであります。

また、和解案に対する市の考え方につきましては本委員会におきまして御説明しているところではありますが、和解が成立した際には議会に報告をいたします。

○上野委員 和解が成立した際には議会に報告をくれるということですので、この後、説明があるということだと思いますが、もし仮に和解が成立した後、覆るようなことが、どんなことが想定できるかは分かりませんが、和解で証明されたことが社会通念上おかしくて覆ったなんていう場合に和解金が返ってくるかどうかはわかりますか。

○中瀬学校教育部次長 和解成立後に覆るかどうかという御質問だと思いますけれども、和解が成立しますと、裁判所において和解調書が作成をされまして、確定判決と同じ執行力を持つものとなります。

したがって、和解は双方の合意に基づくもので、裁判所が間に入って成立させるものでありますので、不服の申立てはできないこととなっております。

○上野委員 勉強になりました。ちょっと疑問に思ったものでしたし、ほかの人からも聞かれたんですけど、私には答えられなかったので、聞かせていただきました。

それから、先ほど彼女が疎外感を持ってから亡くなるまでの話をしたんですけども、昨日、再調査委員会の報告書を見ていて、ちょっとここだけには触れておこうかなと思ったところがあるのです。

彼女が同僚性を求めて性を差し出したという部分、それから、その後、PTSDになって死に至ったという部分についてです。

再調査委員会報告書の91ページと96ページに、彼女が小学校の4年生か5年生のときだと思わんですけど、その頃に医者から指摘されたことが書かれています。

こういうふうに書かれています。

男の子に体を触れさせては駄目と医者から指摘されていますと。それから、もう一つ、将来、この子は性的被害を受ける可能性がある。この2点が記載されています。

私が何を言いたいかというと、最初にこの子に関わった加害者のI君については、胸を触っているのですが、触っていいよと言われたから触ったんだということを本人はいろんなところで語っているわけなんです。でも、世間の人にはなかなか信用されず、そんなのはうそだろうということで、本人も悩んでいます。

こういうことが記載されているからどうだということではないですけども、一応、これは報告書の中に記載されている事項なので、ここで紹介をさせていただきました。

続いて、次の質問に行きます。

私は、このいじめ事案に少女の死から関わってまいりました。この少女が何を思い、誰も私のことを分かってくれないとつぶやいたその一言が気になり、なぜこの言葉なのかを知りたくて、今日までこの件を追求めてきました。答えはまだ分かりません。彼女自身もきっと分かっていたのかなというふうに思っています。和解が成立したら、少女の死の謎の部分は解き明かせませんし、私たちの記憶からこの事案は消えていくこととなります。

2019年6月22日、公園から始まったこの件は、2021年3月23日、公園で終わりを告げました。彼女にとって公園は特別な場所であって、そこに行けば話し相手がいる、彼女の生きている実感を得ることができる唯一の場所だったのではないかなと思っています。

彼女は、失踪前、加害者Iに対し、手書きの手紙を送っていると聞きました。その手紙には、Iに対しての感謝の気持ちや他の加害者についても許すと書かれているとのこと。また、今は死にたいと思っていませんとしっかり書かれていたのも聞きました。

私は、今でも彼女の死は自殺でないと思っております。彼女が持って生まれた自己の特性に悩み、周囲の人たちとの関わりで自分の存在に悩みながら亡くなっていったと思います。私は、彼女が悩んでいたことは人の力によって解決できたはずだと思います。彼女の心の悩みにもっと早く寄り添う人がいたら、こんな悲惨な結果にならなかったと思います。そして、小学校4年生のときから発達障害のラベルを貼られ、そして、その後、薬に頼った療養は彼女を一層苦しめたことだと思っています。

彼女の苦しみを理解するためにはまだまだ不明な点があり、学者によって見解の違いも多くあります。様々な角度から意見を聞き、この裁判を継続し、彼女が何をもって亡くなったのか、それを検証してもらいたいと思っています。

これについての見解をお示してください。

○和田教育長 これまでの裁判手続におきまして、準備書面、あるいは、証拠の確認などの争点整理が行われてまいりました。

裁判所は、弁論準備手続の中で被告の責任は免れないとされておりまして、判決となった場合、解決までさらに時間を要することになるなど、早期の解決が望ましいとの考えなどから、このたび和解に応じようとするものでございます。

教育委員会といたしましては、引き続き、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組を通じまして、専門家による支援体制を強化するなど、一人一人の特性や心の悩みに寄り添い、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを推進してまいります。

○上野委員 まだちょっと時間があるみたいですから、読ませていただきます。

今、教育長から和解案を全面的に受け入れるという御答弁をいただきました。しかし、先ほど申し上げたように、私はそれになかなか賛成することができません。それは、市が全面的に支持している再調査委員会の報告書に対して異論があるからです。それぞれの分野の専門家が集まり、専門的な視野で調査したのだから信頼できると答弁の中で何度もこれまで言われてきました。私はそうは思いません。いかに優れた人材を集めても、その情報や事実認定に誤りがあれば、その結論はおかしなものになります。

そういった理由から、和解案の賛否を決めるには、さきの第三者委員会の報告と再調査委員会の報告の相違点を洗い出し、少しでも真実に近づけることが必要に思います。話したいことがたくさんありますが、まずは、少女の自死について、いじめが主因であるという再調査委員会の結論について話をします。

さきの第三者委員会の報告では、いじめは少女の鬱状態を招いた要因の一つとして、自死との因果関係を位置づけました。そのほかに、少女の特性として、失踪当日の出来事を誘因として掲げ、その割合が不明との結論でした。長く教員をやってきた私にとって納得のいく結論でした。ただ、

自殺であるとの認定を私は認めておりません。

再調査委員会の調査では、いじめと自死との事実的因果関係を認めました。私も、いじめと少女が亡くなったことについて関係はあると思っております。しかし、何ゆえ再調査委員会はいじめが主因と断定できたのか、よく分かりません。

私は先ほど自殺ではないと思うと言わせていただきましたが、失踪当日の少女の動向がはっきりしません。確かに、SNSの死にます発信は自殺をほめめかすものではありませんが、少女は小学校5年生のときから死にたいと口にしていて、その後、何度も死を言葉にしています。それが自殺の根拠とは言えません。遺体が近くの公園から体育座りの状態で発見されたことも自殺とは考えにくいと思います。

これについては、再調査報告書の211ページに、警察から母親に説明がなされ、事件性がないこと、薬の過剰摂取の形跡はないが、薬の服用により意識がもうろうとして公園で倒れた可能性があること、死因は低体温症であることが伝えられ、F中が母親から聞き取った内容を市教委、道教委に報告しておりますとなっております。

次に、再調査で新たに分かった4月から6月のいじめの認定に関わっております。

この件については、さきの第三者委員会の報告では、アンケート調査と聞き取り調査を行い、そういうことはなかったと判断しております。再調査委員会では、お母さんの証言等を基に、加害者のいないいじめを認めております。再調査委員会の報告書に記載されている4月から6月の間の学級の様子を調べると、何度かトラブルはあったようだが、大きな問題はなかったように思います。特に、少女は、5月30日に体育祭の大縄跳びの練習を行い、クラスメートに励まされるなど、常に疎外されている様子ではなかったと思います。クラスの雰囲気を調べると、通常の入学当日の学級の様子と変わらないものと判断します。再調査委員会は、法的な根拠を何ページにもわたり記載しておりますが、私には理解できません。後に少女が亡くなったことを意識しての見解だと感じました。

さらに、学級で受けた疎外感から、クラス外の仲間に同僚性を求めたとのことですが、少女の疎外感は小学校時代から持ち続けていたものだと思います。この疎外感をクラスメートに向けるには、あまりにも期間が短いし、無理があると思います。そんな少女の居場所は、家庭でもなく、学校でもなく、公園だったのだと思います。公園に行けば、話し相手がいて、自分の存在価値を認められる、そこで知り合った仲間との出会いがあったと考えるのが自然に思います。

私は、再調査委員会の報告書を読み、新たな情報をたくさん知ることができました。

少女の母親への対応についてです。小学校の5年生の頃から母親に対して抵抗を示すことが記載されています。中学生になってからのこと、川の件の2日前、川の件の当日、学校での様子、ここでは詳しく触れませんが、報告書にはたくさん記載されております。

次に、少女の希死念慮についてです。

いじめを受けてからひどくなったとありますが、小学校時代から死を口にしていて、川の件でも死にたいと言っています。また、服用した薬の副作用にも希死念慮があると別の医師は言っております。

少女は、小学校4年生のとき、発達障害のラベルを貼られ、そのときから薬を服用しています。薬は年齢とともに増量され、お母さんの手記に書かれているけいれんや白目をむくなどの症状は薬

の副作用の可能性があると言う医者もおります。

まだまだ2つの報告書には検証すべきところが残っています。彼女の死はいじめが主因であるという再調査委員会の報告はあまりに結論ありきの報告であると思います。それ以外の影響が多々あるとこの事案から思います。このいじめ事案について明らかになってない部分が多過ぎると思います。議会にも市民に対しても説明責任を果たすべきだと思います。

市は、報告書を見直し、裁判を続行すべきと指摘して、私の質疑を終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時19分

再開 午後4時20分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員 資料もいただきましたので、地域公共交通対策費について伺っていききたいと思います。

まず、補正予算の概要と補正予算額についてお示しいただきたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 地域公共交通対策費は、市内においてデマンド型交通として運行されている米飯線と豊里線について、令和6年10月から令和7年9月までの1年間を対象期間とする運行経費の補助金として市が負担する1千238万8千円と令和8年度に繰り越す公共交通の利用促進事業の実施に係る経費325万4千円の合計1千564万2千円を補正しようとするものであります。

○能登谷委員 本市のデマンド型交通の米飯線と豊里線の内容について、その利用実績も含めてお示しいただきたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 米飯線と豊里線は、定期路線バスの廃止に伴う代替として、旭川市地域公共交通会議において、地域住民の生活に必要なデマンド型交通として認定された路線となっております。

米飯線は、平成25年10月1日から、JR東旭川駅周辺と米飯地区を結ぶ路線として運行されており、現在は、平日で往路4便、復路6便、土日、祝日で往路3便、復路4便で、令和6年10月から翌9月までの1年間の利用者数は3千897人となっております。

また、豊里線は、実証実験を経て、令和4年4月1日から本格運行されている旭川駅前から西丘地区や豊里地区を経由し、本市と芦別市の境界である新城峠までを結ぶ路線であり、平日のみの1日2往復で、同じく1年間の利用者数は1千271人となっております。

○能登谷委員 資料もいただきましたので、その詳しい事業の内訳についても伺いたいと思います。

特に、市の負担額、国や北海道の補助金の状況についてです。資料はもっとたくさんいただいていますけども、全部を言うわけにはいかないと思いますので、5年間分ぐらいをお示しいただきたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 米飯線と豊里線は、共に運賃収入等で賄い切れない運行経費について、一定の基準に基づき、公的な補助を受けており、米飯線における補助額につきましては、令和3年度は、国が365万6千円、市が365万7千円、令和4年度は、国が348万8千円、

市が348万9千円、令和5年度は、国が208万5千円、市が592万3千円、令和6年度は、国が238万4千円、市が592万5千円、令和7年度は、予定額となりますが、国が206万1千円、市が634万9千円となっております。

また、同じく豊里線では、令和4年度は、北海道が12万8千円、市が、実証実験運行に係るものも含み、806万3千円、令和5年度は、北海道が34万4千円、市が679万1千円、令和6年度は、北海道が52万6千円、市が608万1千円となっております。令和7年度は、予定額として、北海道が53万5千円、市が603万9千円となっております。

○能登谷委員 米飯線、豊里線、それぞれももとはバス路線があったところですよ。今はデマンド型交通として運行しているという状況になっています。

国や北海道の補助を受けながら、そして、市の負担で維持されているということも分かりました。しかし、これをよく見ると、事業費に対する国の補助金が非常に不安定ではないかなと思うんですが、これはどのような状況なのか、伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 米飯線の運行に係る国の補助金額につきましては、毎年度、運行終了後に国の補助制度による上限額が示されるものであり、その額は年度ごとに異なります。

本市の補助金につきましては、補助対象経費の額から国の補助金を除いた額を事業者に補助することとしているため、国の補助金額が市の補助金額に影響を与える状況となっております。

○能登谷委員 上限が示され、年度ごとに異なるということで非常に不安定なものだな、もう少しどうにかならないのかなと率直に思います。

これらのほかにも市内全体ではバスの減便などの影響を受けた交通不便地域があると思われませんが、公共交通の課題とそれに向けた市の認識はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 市内の公共交通につきまして、路線バスでは利用者減少や運転手不足などの課題があるものと認識しております。

市としましては、引き続き、現状の公共交通網を極力維持することを目指しながら、バス路線等を維持することが困難となった場合やバス路線がない地域につきましては、移動実態やニーズを踏まえ、地域の多様な輸送資源を活用するなど、効率的で持続可能な交通手段の確保についても検討してまいります。

○能登谷委員 先月、埼玉県狭山市の取組を視察してきました。ちょっと紹介しますが、狭山市中の地域交通でほりかねデマンドバスという取組がありまして、それを見せてもらいました。

狭山市には西武鉄道の駅が4駅あり、バスの路線は15路線、32系統あります。これを補完するために、市が循環バス茶の花号を7コース、3台で運行しています。堀兼地区は市内の24%を占める大きな地区ですが、駅から遠く、バスの便も極端に少ないと。ひどいところでは週に1回しか来ないと。それは本当に極端な話なんですけども、そういうところもあると。そこで、令和4年10月から堀兼地区でオンデマンドバス交通の実証運行を3年間行って、昨年10月から通常運行に移行したというか、そのまま継続しているという言い方でした。

市がワゴンタイプの乗用車2台を用意して、運用は住民のボランティア組織であるほりかねデマンド・ラボが行っていると。ほりかねデマンド・ラボが西武ハイヤーに車両の運行と維持管理を委託していると。市は、ほりかねデマンド・ラボと協定を結んで、運賃収入以外の赤字を補填するというやり方です。

運行エリアは堀兼地区内ならどこでも大丈夫だと。路線を決めず、乗車場所から降りる場所まで運行するのです。だから、登録して連絡すれば、誰々さん家まで行ってくれると。そして、堀兼地区以外の場所に行くときは、駅とか、複合商業施設とか、医療機関とか、乗降場が定められていて、そこにはタクシーが行ってくれるということです。予約は30分前まで可能だということで、なかなか便利です。

途中、複数の乗客がいれば、AIが搭載されていて、判断して、運転手に最適なコースを知らせるとのことです。同じような地域の場合、ここに行って、その次はここに行って、ここに行くってとAIが判断して、順番を示すということなんです。

運行は、月曜日から土曜日まで、日曜日、祝日を除いて朝8時から夜5時までということでした。

利用料金は、堀兼地区の人は1回300円です。遠くからやってくることもありますので、それ以外の人も利用できます。私も乗りましたが、そういうときは500円です。周辺エリアに行くときは500円で、地元の人でも取られます。ただ、未就学の子どもたちが誰々の家まで行くときは無料なんです。周辺エリア以外に行くときでも未就学の子は無料です。だから、塾に行ったりもできますし、駅前の地区まで行けるということでした。

注目したのは、これ自体が住民参加の取組なんです。堀兼地区には17自治会があるんですが、その会長で組織する堀兼地区自治会連合会の下にほりかね交通会議を組織しているのです。そして、ほりかね交通会議が実証運行に関する各種の取組を検討し、事業を推進してきました。その下にほりかねデマンド・ラボという地域の若手の経営者なんか10名ぐらいでつくっている組織がさらにあって、完全にボランティア組織なんですけど、そこが実証運行の協議も重ねながら事業を進めてきたと。地域へのアンケート調査も行って、86%の方から利用したいと回答があったと。

路線バスが廃止になって、週に1本のみ地域もあるとか、さっきも言いましたが、病院や公民館まで家族に送ってもらうけど、タクシーしかない、または、今は自分で行けるけど、今後が心配だなどの回答がたくさん寄せられたということです。

実際に運行されているほりかねデマンド・ラボでは10名ぐらいで月1回の会議を行っている。そして、オペレーションセンターがあるんですが、これはちゃんと時給で人を雇っていると。現在は女性5名で運営しているのですが、利用者には高齢者が多いので、きめ細かい電話対応をさせていただいて、大変喜ばれているということでした。

交通不便地域解消を進める上で、旭川市としてもこうした住民組織の取組については非常に学ぶべき点が多いんじゃないかと思うんですが、その辺についての市の認識を伺いたと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 地域住民が主体的に地域交通に関わることは地域に適した公共交通手段の確保につながるものと考えられますことから、他都市の事例を参考にしながら、その方法について調査、研究を進めてまいります。

○能登谷委員 あっさりした回答で、まあ、いいんですけど。

それで、交通不便地域解消に向けての今後の課題ということで、狭山市の取組から学びながらなんですが、行くときは、予約をして、私は狭山の新狭山駅というところから乗りました。1人でした。でも、帰りは、オペレーションセンターにお願いして、複数になるようにしてくれと。乗る人がいるということだったので、その人に合わせて、僕を先に拾って、その人を乗せて駅まで行きましょうというふうにしてもらったんです。それでいろいろと話も聞けました。行くときは運転手さ

んと2人だったので、その運転手さんにいろんな運行状況について聞かせてもらいましたが、帰りに一緒だったのは病院に通う人だったんですね。高齢者の方で、団地から病院に行くということでしたが、駅前の病院に通えるようになったということで大変喜んでいました。

それから、ほかの人は公民館のふれあいサロンに行けると。話を聞いた場所は公民館だったので、そこで庭の手入れをしていた年配の女性に聞いたら、みんな、公民館に来られるとって喜んでいよと言っていました。そういうふうな声も聞いて、高齢者の社会参加とか、医療、福祉へのアクセスということも可能になって、大変喜ばれているのだなというふうに感じました。

狭山市では、ほりかねデマンドバス、実態はタクシーですけど、これと市内循環バスの茶の花号、これはバスなんですけど、それぞれ民間のタクシー事業者やバス事業者と運行協定を結び、市が赤字補償を行っているということなんです。

今後の検討課題ですが、ほかの地域でも団体を立ち上げて、さらに広げようかということも今は考えているという話でした。

幹線である西武鉄道があって、それ以外に西武バスがあると。そして、デマンドバスという言い方ですけど、タクシーですよ。この3者が組み合わせられて交通不便地域の解消を図っていこうというやり方なんです。

今後、自家用有償旅客運送もかみ合わせられないかと。例えば、障害者の送迎をすることか、高齢者の送迎をすることという自家用有償旅客運送もありますよね。それをうまく活用した取組ができないかということで、総合的な地域公共交通網の整備ということに相当努力されているなというふうに感じました。

旭川市の場合は、前にも話しましたように、自前の市営交通を持っていないわけです。そういう中でも、今後、またさらにバスの減便が検討されているという話も聞こえてきていますので、市がやっぱり中心に座って、主要な路線を幹線として、大型の路線バスを運行しながら、支線はデマンド型交通などと組み合わせるというふうな地域公共交通体制を再構築していくということも考えていかなければならない時期ではないのかなというふうに思いますので、地域公共交通網の再構築ということも含め、市の考え方を聞かせたいと思います。

○三宅地域振興部長 本市では、申すまでもなく、民間事業者2社を中心に路線バスを運行していただいておりますが、利用者の減少、また、運転手不足など、大変厳しい経営環境の中で事業を行っていただいております、事業者の努力では抜本的な市場の拡大がもうほぼ困難な特殊なマーケットにおいて常に収益化を求められ続けるという状況下の中で商売をしていただいているというふうに認識しております。

このため、市としては、今後も、引き続き、公共交通の維持に向け、必要な支援を行う必要があるものと考えておりますし、事業者間の連携、また、路線の効率化についても必要だと考えております。

委員から狭山市の先進的な事例を紹介していただいたところでございますが、市がこうしたところにしっかり関わっていくことが必要だと思っておりますし、令和4年9月、数年前になりますが、旭川市として、バス会社2社と持続可能な路線バス交通網の構築について覚書を取り交わしており、これまで、それに基づいて、数年来、支援、また、利用促進を進めてきた、そうした認識があるところでございます。

持続可能な公共交通網の形成は、改めて、大変大事で、かつ、容易ではない課題と捉えておりますが、地域の声、また、地域の実情といったようなものも市として丁寧に伺い、こうしたことも事業者としっかり共有しながら、引き続き、必要となる支援、取組を検討し、進めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 地域公共交通についてはこれで終わりたいと思います。

そうしたら、中村みなこ委員から急に引き継がれた課題があるんですが、それは急過ぎるので。質問はできる状態になりましたけど、答弁がどうかは分かりませんので、その前に生活保護費等追加給付事業について先に伺って、教育委員会のことはあしたにしたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、生活保護費の追加支給についてです。

補正予算が必要となった背景も含めた補正予算の概要と予算額、対象世帯について、まずお示しいただきたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 本事業は、平成25年から実施された生活保護費の基準改定が昨年6月の最高裁判決において違法とされたことを受け、国が昨年12月の補正予算により実施を決定した差額分の追加給付に基づくものであり、本市においても令和7年度中に給付を開始するために補正しようとするものでございます。

補正額は、追加給付である扶助費が3億3千542万4千円、事務費が545万円、合わせて3億4千87万4千円となっております。

扶助費の給付対象となる世帯は、令和7年度内に給付額を確定できる単身世帯で、約3千世帯と見込んでおります。

○能登谷委員 単身世帯の3千世帯のみで、ほかはどうなるんだということが先ほどもちょっと出ていましたけれども、それは後にまた聞いていきます。

厚生労働省が生活保護の支給額を2013年から3年にわたって段階的に最大で10%引き下げたということについて、最高裁が、去年の6月、当時の判断は違法だったとして、処分を取り消す判決を言い渡しました。

この最高裁判決に対する市の認識はどうか、伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 2013年、平成25年から実施された基準改定は、委員の言われたとおり、非常に大きな減額だったところございまして、その理由として国から示されておりました物価の動向を勘案した適正化という考え方には、当時であっても生活保護受給者の生活実態に基づいたものではないという印象を多くの方が持つものではなかったかと考えております。

減額の影響は現在まで及んでいるところであり、生活保護受給者の方々から毎日の生活の厳しさを日々お伺いしている担当課といたしましては、最高裁判決は保護受給者の方が心待ちにしていた判決であると受け止めたところでございます。

○能登谷委員 担当課として国のやっていることが違法だ、不当だと大きい声で言うわけにいきませんよね。心待ちにしていた判決だというようなことで気持ちは伝わってまいりました。

最高裁判決は2013年、平成25年からの生活保護基準の改定に対し、違法と判断したものだということになります。今回の補正予算は、これまでの生活保護受給世帯が受けた不利益に対し、一部の年度を補填するにとどまっているように思いますが、これはなぜでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 最高裁判決は、国が平成25年から生活保護費の減額を行うに当たっての2つの考え方、当時の物価の下落分を考慮して水準調整を行う、いわゆるデフレ調整と、一般低所得世帯の消費実態との乖離を是正する、いわゆるゆがみ調整につきまして、ゆがみ調整は適法であるが、デフレ調整は違法であると判断いたしました。

これを踏まえ、国は、追加給付の対象となる基準生活費や加算の範囲、対象期間をデフレ調整による影響が及んでいる基準や期間としており、それから、別の考え方で改定が行われた場合、それ以降は対象期間から外されております。

このため、追加給付の対象となる期間が、例えば、障害者加算や期末一時扶助などは平成25年8月から現在までとなっておりますが、居宅の第1類費、第2類費や母子加算は平成25年8月から平成30年9月まで、居宅の冬季加算は平成25年8月から平成27年3月までなどというように限定されているところでございます。

○能登谷委員 もともと、2013年になぜそうなったかということでは、担当課は言いづらいと思いますが、自民党がその前の年の衆議院選挙で生活保護費削減を公約に掲げてしまったということで、物価高騰について偽装し、毎月勤労統計についても改ざんし、捏造し、このような措置を取ったと。それが今になって最高裁から断罪されたということだと思いませんか。それは担当課もちょっと言いづらいと思いますが、いずれにしても違法、不当だったということが最高裁によって分かったと。

今回の補正予算は、市内の生活保護受給世帯に対して、追加給付対象世帯が一部にとどまっています。先ほども述べられましたとおり、単身世帯の3千世帯になっているということなんですが、それはなぜなのか、伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 追加給付となる額は対象となる基準生活費や加算等が様々で、算出するための給付率も年によって異なることから複雑な計算式によるところです。

国によれば、生活保護システムの改修を行ってシステム内のデータを抽出し、その結果を計算ツールに転記、入力することで自動計算されるとしておりますが、今からそれらの作業を行うとなると、3月末までに給付手続を完了するのが難しいことから、まず優先しなければならないと考えられる平成25年から現在まで生活保護を受給している世帯の中で複雑な計算を要しない単身世帯についてのみ、12月から自力で追加給付費の試算を行って準備を進めてきているところであり、この部分のみ、令和7年度予算での給付が可能であるということによるものであります。

○能登谷委員 今月20日、先週の金曜日、厚生労働省の告示があったと報道されています。残りの世帯への対応はどうか、もう通知があったから、追加補正されるのかどうかも含めて伺っておきたいと思えます。

あわせて、全道的にもなかなか珍しいんですね、単身者世帯だけでも年度内に補正してくれるというようなありがたい自治体は。ほかに1市ぐらいしかないというふうに聞いていますけど、それも含めて、どんな状況なのか、教えていただきたいと思えます。

○高桑福祉保険部生活支援課長 まず、残りの世帯のことではございますが、生活保護システムの改修が終了し、計算ツールによる算定がスムーズに進む場合には、複数人の世帯や加算等がある残りの世帯についても、4月以降、順次、給付を進めていけるものと考えております。

あと、他都市の状況等のお話がありました。委員の言われているとおり、3月中に支給を少し

でもするということころは、北海道の資料をいただいたところ、道内では少なくとも本市ぐらいしかないのかなというふうに思っております。

そして、先週の告示の際の厚生労働大臣のコメントにも、大部分の自治体は2026年度から追加支給を行うというふうに言われていたと把握しております。

○能登谷委員 いつも、旭川市は横並びか後手後手が多いんですけど、一刻も早く出せるものは出すと判断されたのは英断だと思いますね。

最後に聞かせていただきます。

最高裁判決に従った対応が必要だと私は思うんですが、日本弁護士連合会は、最高裁判所判決を受けた厚生労働省の対応策の撤回と全ての生活保護利用者への全面的な補償措置等を求める会長声明を1月23日に出しています。要するに、判決どおりの対応が厚生労働省からされていないということですよ。

簡単に言えば、対応策は厚生労働省が社会保障審議会生活保護基準部会の下に設置した専門委員会に丸投げしたと。その専門委員会の報告書が公表されていますけども、結果的に政治判断に委ねてしまったというものになっていて、その問題となったゆがみ調整とかデフレ調整についても最終的には原告らのみについては特別給付するとか、それ以外は減額相当分を追加給付するとかというもので、最高裁判決を軽視しているんじゃないかと日弁連はおっしゃっていて、日本の法治主義、三権分立を瓦解させることにつながりかねないということで、到底容認できないという見解を発表されています。

一方で、原告らでつくるいのちのとりで裁判全国アクションというものがありますけど、ここは再提訴を視野に審査請求を行うということになっていますので、今回の20日の告示を受けて対応が新たに出てくると思います。要するに、不当だ、最高裁判決のとおりにはしてくれないとおかしいんじゃないかということ今動いていると。日弁連もそう思っているし、原告側もそう思って動くとしているということなんですけど、今後の対応はどうなるのかです。

私は最高裁判決に従った対応が必要だと思っているんですが、市の認識を伺って終わりたいと思います。

○川邊福祉保険部長 ただいま、能登谷委員から様々な御質疑がございました。端的に言えば、そもそも、判決に沿って、皆が期待したような中身になっていないのではないかな、そんな趣旨なのではないかなというふうに思います。

昨年6月、判決が出されて以降、こうしたことは、これまでになかった、全く初めてのことだったので、我々も含めて、皆が最終的にどういうふうに進んでいくんだろうかということで、専門委員会の審議ですとか、国の検討プロセスについて送られてくる資料ですとか、報道などに関心を持って注視していたところであります。

11月になって明らかになった国の方向性を見て、それに対し、そもそもの最高裁判決の受け止め方、あるいは、専門委員会における専門家のそれぞれの意見の吸い上げ、さらには、原告団のみに限った給付が行われるなど、一連の決定の中身について、それぞれの方、それぞれの立場で様々な思いを持ったであろうということは承知いたしております。

実際、私のところにもこのことを新聞で知ったある生活保護受給者の方から電話が来ました。その方が言われるのは下げたこと自体が違法だといったような判決だったのに、どうして半分しかく

れないんだ、みんな生活が大変なんだ、そんな直接的な中身でありました。

我々は、そうした思いを受け止める一方、生活保護は法定受託事務でもあるものですから、市町村が国の示す基準に沿って事務を執行していく、そんな一面もございます。

したがって、まずは物価高騰に苦しむ生活保護受給者に対し、我々、現場の立場で今できることとしては、一日も早く、まずは決まった額を手元に届けることを優先させることだというふうには思っているところであります。

一方、報道では訴えた原告団が今回の国の決定に反発して再提訴とするといったような動きも報じられており、引き続き、こうした状況を注視しまして、新たな動きが出てきた場合には速やかに対応してまいり、そんなことで考えております。

○能登谷委員 生活保護費の追加支給についてはこれで終わりたいと思います。

時間がちょっと半端になったこと、それから、教育委員会との呼吸の問題もあるものですから、この後は明日に送っていただけるとありがたいなと思います。

○高橋紀博委員長 分かりました。

それでは、本日の委員会は以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き委員会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の委員会は、これで散会いたします。

散会 午後4時52分